

宇城市復興まちづくり計画

令和 2 年 3 月
熊本県宇城市

目 次

第1章 はじめに

- 1. 計画の前提条件1
- 2. 熊本地震の概要2

第2章 復興まちづくりの基本方向

- 1. 復興に向けた課題4
- 2. 復興に向けた重点的な取組の方向性7

第3章 重点的な取組①：災害に強い都市構造の構築

- 1. 取組の全体像8
- 2. 防災都市構造の明確化9

第4章 重点的な取組②：避難・応急対策活動を支える拠点の整備

- 1. 取組の全体像12
- 2. 市を代表する活動拠点の整備方針13
- 3. 住民に身近な活動拠点の整備方針19

第5章 重点的な取組③：避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備

- 1. 取組の全体像21
- 2. 骨格的なネットワークの整備方針22
- 3. きめ細かなネットワークの整備方針25

第6章 重点的な取組④：生活の拠り所となる住まいの確保

- 1. 取組の全体像30
- 2. 恒久的住宅の整備方針31
- 3. 応急仮設住宅の有効活用方針33

第7章 計画の推進に向けて

- 1. 計画の進行管理34
- 2. 財源の確保34
- 3. 推進体制の整備34
- 4. その他留意事項35

第1章 はじめに

1. 計画の前提条件

(1) 計画の目的

平成28年4月に、観測史上初となる震度7の揺れを2度観測した平成28年(2016年)熊本地震(以下、「熊本地震」という。)は、熊本県内各地で未曾有の被害をもたらし、多くの尊い生命と大切な財産が失われました。

宇城市(以下、「本市」という。)においても、震度6弱の前震、震度6強の本震に襲われ、建物倒壊が原因で死亡した人はいなかったものの、多くの負傷者が発生し、建物や公共施設、土木インフラ等にも甚大な被害が発生しました。

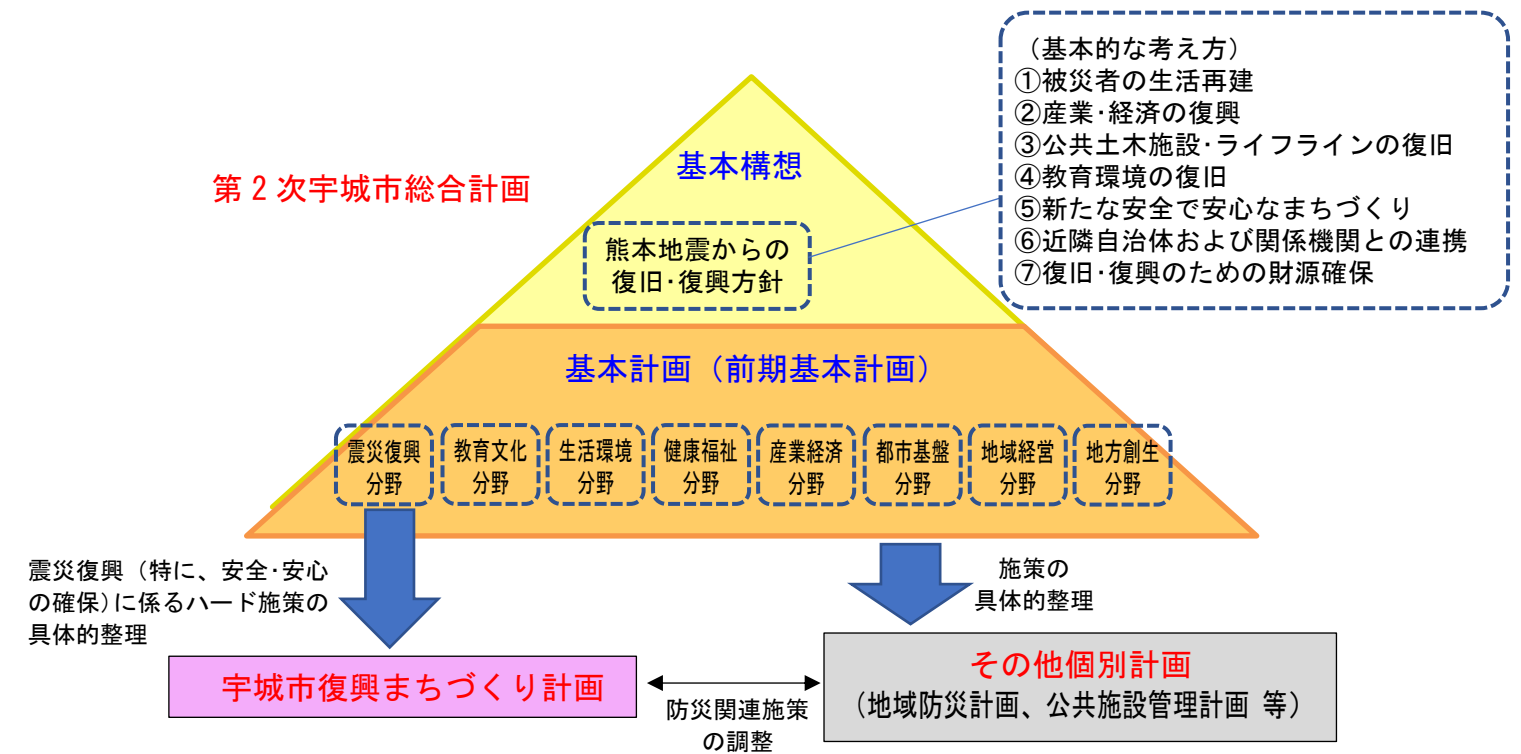
宇城市復興まちづくり計画(以下、「本計画」という。)は、熊本地震からの早期の復旧・復興を図り、ひいては本市が目指す将来都市像『ちょうどいい!住みやすさを実感できる都市・宇城』を実現するために、主としてハード面での短期的・重点的な取組の方向性を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

本市では、平成29年3月に、総合的なまちづくりの指針である「第2次宇城市総合計画」を策定しました。このなかでは、長期的展望に立ったまちづくりの方向性として基本構想を定めるとともに、これに基づく当面数年間の具体施策を明示した基本計画を定めています。

本計画は、第2次宇城市総合計画における基本構想および基本計画に基づく、個別具体計画の一つとして、他の個別計画とも調整しながら、主として震災復興に係るハード面での短期的・重点的な取組の方向性を定めるものです。ここで、震災復興については、まず何よりも重要な「市民の安全・安心の確保」に着目することとします。

なお、本計画で位置づけた取組については、順次、都市防災総合推進事業をはじめとした各種補助事業を活用しながら、積極的に推進していくこととなります。



(3) 計画の対象

■対象区域

市全域を対象とし、市全体を見渡した施策および各地域の特色を踏まえた施策を整理します。

■対象期間

第2次宇城市総合計画におけるまちづくりの時間軸の考え方を踏まえ、復旧・復興期である平成32年度までを対象とし、この期間中に実施を予定する短期的施策を整理します。

ただし、ハード施策は合意形成やコスト等の面から中長期的な対応が必要となる場合があるため、平成33年度以降の中長期的施策も含めて整理します。

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7～
第2次宇城市総合計画	＜復旧・復興期＞ （インフラの復旧、応急仮設住宅の解消、住宅や都市基盤の再建・整備等）				＜再生・発展期＞ （復旧したインフラや生活基盤等をもとに地域の活力を向上）				
本計画									

2. 熊本地震の概要

(1) 地震規模

平成 28 年 4 月 14 日の夜間、熊本地方を震源とする最大震度 7 の地震が発生し、その後、16 日深夜には、のちに本震と発表される最大震度 7 の地震が発生しました。本市においても、前震で 6 弱（松橋町、不知火町、小川町、豊野町）、本震で 6 強（松橋町、小川町、豊野町）を観測しています。

その後も断続的に余震が続き、震度 1 以上の余震は、これまでの累計で 4, 284 回となっています（平成 29 年 3 月 31 日現在 気象庁発表）。

表 震度 6 弱以上を観測した地震の状況（熊本県内、4 月 14～29 日の期間）

発生時刻		マグニチュード	県内最大震度	本市最大震度
平成 28 年 4 月 14 日	21 時 26 分	(前震) 6. 5	7	6 弱
〃	22 時 07 分	5. 8	6 弱	4
〃 4 月 15 日	00 時 03 分	6. 4	6 強	6 強
〃 4 月 16 日	01 時 25 分	(本震) 7. 3	7	6 強
〃	01 時 45 分	5. 9	6 弱	5 弱
〃	03 時 55 分	5. 8	6 強	2
〃	09 時 48 分	5. 4	6 弱	4



(2) 被害状況

表 人的および住家の被害

区分		県全体	本市
人的被害	死者	231 人	8 人
	行方不明者	0 人	0 人
	重傷者	1, 156 人	48 人
	軽傷者	1, 550 人	95 人
	計	2, 937 人	151 人
住家被害	全壊	12, 523 世帯	539 世帯
	半壊	67, 445 世帯	2, 360 世帯
	一部損壊	131, 326 世帯	5, 552 世帯
	計	211, 294 世帯	8, 451 世帯

資料：平成 28(2016) 年熊本地震等に係る被害状況について 第 247 報 ※平成 29 年 7 月 13 日発表時点

表 建物の被害状況（地域別）

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
三角地域	0	3	23	108	134
不知火地域	26	33	239	941	1, 239
松橋地域	286	205	1, 196	3, 114	4, 801
小川地域	171	82	374	1, 006	1, 633
豊野地域	56	34	189	413	692
計	539	357	2, 021	5, 582	8, 499

資料：庁内資料

表 公共施設等の被害

区分	被害状況	被害額
庁舎その他公共施設	本庁、不知火温泉ふるさと交流センター等 計 11 件	158, 609 千円
教育・文化施設	当尾小学校、不知火文化プラザ、不知火小学校等 計 36 件	624, 682 千円
公営住宅	上巢林小集落団地、船橋団地等 計 7 件	42, 549 千円
道路・河川・橋梁	道路 93 件、河川 47 件、橋梁 1 件	1, 145, 828 千円
上水道・簡易水道	配水管 29 件、給水管 27 件、配水池 1 件、電気設備 1 件	21, 604 千円
下水道	小川地区下水道施設、不知火地区下水道施設、松橋地区下水道施設	63, 768 千円
公園	誉ヶ丘公園、岡岳公園、観音山公園等 計 6 件	68, 106 千円
水産施設	松合水門、松合漁港(6 施設)	119, 161 千円
農地、農業用施設	松橋小川第 1 排水機場、田（長崎）、ため池（川尻）等 24 件	184, 836 千円

資料：庁内資料（平成 29 年 9 月 26 日現在の災害復旧工事費で、未発注・施工中のものを含む）

(3) 避難状況

表 指定避難所における避難者数等

区分		収容可能人口 (3㎡/人)	被災状況	開設期間	避難者数					
					4/14 (前震)	4/16 (本震)	4/19 (本震から3日後)	4/23 (本震から1週間後)	5/16 (本震から1ヶ月後)	6/16 (本震から2ヶ月後)
三角地域	三角小学校 (体育館)	250人								
	青海小学校 (体育館)	200人		H28. 4. 16～4. 29	-	254人	175人	88人	-	-
	旧三角東小学校 (体育館)	190人								
	旧戸馳小学校 (体育館)	180人	軽微							
	旧郡浦小学校 (体育館)	190人								
	三角センター	330人	軽微	H28. 4. 14～4. 16	20人	50人	-	-	-	-
	農村環境改善センター	60人								
	郡浦地区市民館	60人		H28. 4. 29～5. 8	-	-	-	-	-	-
不知火地域	松合小学校 (体育館)	250人		H28. 4. 14～4. 28	6人	502人	314人	138人	-	-
	不知火中学校 (体育館)	300人	軽微	H28. 4. 21～4. 30	-	-	-	152人	-	-
	中央公民館	230人	軽微	H28. 4. 14～5. 8	70人	524人	250人	200人	-	-
	不知火体育館	300人	軽微	H28. 4. 19～10. 30	-	-	52人	-	69人	29人
	松合就業センター	150人	軽微							
	松合体育館	300人	軽微							
松橋地域	松橋小学校 (体育館)	200人	軽微	H28. 4. 15～5. 8	-	1, 203人	350人	250人	-	-
	豊川小学校 (体育館)	200人	軽微	H28. 4. 16～5. 8	-	700人	400人	70人	-	-
	豊福小学校 (体育館)	200人	中破	H28. 4. 14～4. 19	不明	1, 200人	400人	-	-	-
	当尾小学校 (体育館)	200人	軽微	H28. 4. 14～5. 8	60人	1, 153人	1, 154人	1, 165人	-	-
	松橋中学校 (体育館)	520人	大破							
	松橋総合体育文化センター	450人	軽微	H28. 4. 14～6. 30	272人	1, 500人	1, 168人	950人	197人	110人
	宇城市保健福祉センター	200人	軽微	H28. 4. 14～5. 8	50人	300人	217人	150人	-	-
	松橋公民館	110人	軽微							
小川地域	海東小学校 (体育館)	200人	軽微	H28. 4. 16～4. 22	-	155人	61人	-	-	-
	小川小学校 (体育館)	150人	軽微	H28. 4. 16～5. 8	-	249人	119人	78人	-	-
	小野部田小学校 (体育館)	200人	軽微	H28. 4. 14～5. 18	不明	560人	291人	214人	58人	-
	河江小学校 (体育館)	300人	軽微	H28. 4. 15～5. 8	-	500人	502人	145人	-	-
	小川中学校 (体育館)	300人	軽微							
	ラポート	130人	軽微	H28. 4. 14～8. 15	383人	1, 280人	914人	648人	112人	31人
	ふれあいセンター	60人								
	河江地区コミュニティセンター	80人	軽微	H28. 5. 18～8. 15	-	-	-	-	-	19人
豊野地域	豊野小中学校 (体育館)	300人	軽微	H28. 4. 16～5. 8	-	534人	280人	287人	-	-
	農業者トレーニングセンター	270人	軽微							
	豊野町コミュニティセンター	80人	軽微	H28. 4. 15～5. 1	-	150人	40人	15人	-	-
	豊野公民館	240人		H28. 4. 14～8. 15	66人	307人	155人	104人	54人	23人

注：開設期間は、避難者のカウントがある始終期間
：各日の避難者数は、1日の最大数
資料：庁内各課資料



第2章 復興まちづくりの基本方向

1. 復興に向けた課題

(1) 本市復興に向けて重視する視点

安全で安心して暮らせる
まち・住まいづくり

安全・安心な暮らしの確保は何より重要である。そのため、熊本震災からの復興に向けては、その点を見つめ直し、次なる災害に対して被災を未然に防ぎ、被災しても影響を最小限にとどめるような災害に強いまちづくりや、被災者等が不安無く暮らし続けられる住まいづくりを目指すべき

(2) 本市の防災力の状況

- ・有明海・不知火海に面し、市中部（松橋・小川地域）では低地・干拓地が、西部（三角・不知火地域）と東部（豊野地域）では山々・丘陵地が広がる自然・地形条件下にある
- ・市西部・東部では土砂災害に係る危険区域が、市中部では洪水・津波に係る災害危険区域が広範囲に分布
- ・市東部に位置する布田川・日奈久断層に加え、南海トラフ沿いでの巨大地震の発生について懸念される
- ・中山間地域や沿岸地域を中心として、安全・迅速な避難が困難な密集形態の集落あり
- ・災害発生時の災害対策本部として、市役所本庁（被災地付近には現地災害対策本部）を位置づけ
- ・災害時の避難所として、津波用に23箇所、一般災害用に43箇所、要配慮者用に15箇所の施設を位置づけ
- ・5地域いずれにおいても、指定避難所の避難者収容力が不足（想定避難者数＞収容可能人数）
- ・災害時の物資輸送に係る重要な道路（緊急輸送道路）として、九州自動車道、国道3号・57号・218号・266号、県道14号・338号を位置づけ
- ・防災倉庫は未整備（本庁・各支所の空きスペースを活用して備蓄）
- ・地域の防災体制として、23の消防団分団と、107の自主防災組織を結成

(3) 熊本地震で顕在化した問題・課題（県内全体の状況を含む）と対応の方向性

■災害時の危機管理体制の中核となる庁舎の機能低下

- ・本庁舎が被災し、倒壊の恐れから一時的な屋外退避を行ったために、初動の遅れを招いた
- ・避難所の不足から、市役所庁舎（本庁舎、支所）にも避難者が流入し、災害対応業務への支障が発生

- ・庁舎・活動拠点の機能維持
- ・避難収容体制の整備（適所への収容、適切なスペース区分）

■避難所の不足、機能不全

- ・市内ほとんどの指定避難所が何らかの損傷を受け、天井や壁等の非構造部材の崩落により、使用不可となる施設も発生
- ・地域によっては指定避難所が集落から離れた場所にあるために、高齢者や子ども等の避難に支障が発生
- ・避難者の屋内収容は可能であっても、施設・設備環境として断水や停電に対する備えが十分で無いものが多く、トイレ等の機能不全が発生

- ・避難所の機能維持
- ・避難収容体制の整備（避難所の量的充実、適正配置）

■交通網が被災し、人や物の動きが滞留

- ・市内多くの道路で亀裂や陥没等が発生。九州自動車道の通行止やこれに伴う国道3号等での一層の渋滞も発生し、支援物資滞留の一因に
- ・擁壁・ブロック塀の倒壊等により、集落内の道路の通行が妨げられ、避難やその後の日常生活に支障が発生

- ・災害に強いインフラの整備
- ・ネットワークの多重化
- ・避難路の確保

■避難所への物資輸送の遅延

- ・支援物資の集積拠点は事前に決められていたが（本庁舎新館）、短期間・大量の支援物資に対してスペースが大きく不足
- ・集積拠点を各所に設けたが、拠点の分散や、不十分な設備環境等が影響して、支援物資の円滑な受入・保管・配送に支障が発生

- ・支援物資の受入・保管・配送体制の整備

■公的備蓄が大幅に不足

- ・想定（1日・5,000名分の備蓄）を大きく上回る避難者が発生（最大11,341名）したため、食料が大幅に不足
- ・避難所によっては備蓄の量や管理・受入体制が不十分で、備蓄の不足や集積場所が無い等の問題が発生

- ・備蓄体制の整備

■想定外の車中泊避難の発生

- ・度重なる余震や避難所生活への不安等を理由として、市役所駐車場や道の駅等を中心に、車中泊をする避難者が多数発生
- ・行政側で車中泊避難を想定していなかったため、避難者数の把握に手間取り、備蓄・支援物資の提供に遅れや混乱が発生

- ・避難収容体制の整備（車中泊避難者を想定した対策の実施）

■高齢者等の要配慮者への対応が不十分

- ・福祉避難所が被災したことや、周知不足による要配慮者以外の避難者が殺到することにより一部施設で機能せず
- ・一般の避難所は、身体が不自由な人や妊産婦等の受入環境が整っていない施設が多く、要体を悪くする高齢者等が相次いだ

- ・避難所での良好な生活環境の確保（要配慮者対策の充実）

■避難生活の長期化や対策不足による健康被害の発生

- ・断水より手洗いや入浴ができなかったり、不衛生な仮設トイレ、ノロウィルス等の感染症対策が不十分な避難所があった
- ・車中泊避難者を中心として、エコノミー症候群を発症

- ・避難所での良好な生活環境の確保（保健衛生対策の充実）

■避難所運営や応急対策活動の非効率

- ・開設した避難所に対して、運営にあたる職員数が絶対的に不足し、運営に支障が発生
- ・ボランティア等の支援のための体制が未整備で、組織的・効率的な初動対応等ができなかった

- ・避難収容体制の整備（地域との連携・役割分担）
- ・支援体制の整備

■住民の生活再建への遅れ

- ・地震規模の大きさから、自宅が使用不可となった住民や余震に不安を覚える住民が多く、避難生活が長期化
- ・被災者支援として、6団地・176戸の応急仮設住宅を建設し、474人（最大）が入居。自力での自宅再建が困難な高齢者等も多数入居

- ・避難収容体制の整備（長期避難対策の充実）
- ・被災者の状況に応じた自宅再建支援

(4) 復興に向けた重点的な取組の柱

■災害に強い都市構造の構築
（避難・応急対策活動に係る重要な場所の明確化等）

■避難・応急対策活動を支える拠点の整備

■避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備

■生活の拠り所となる住まいの確保

図 本市の防災力の状況（防災関連施設の配置状況）

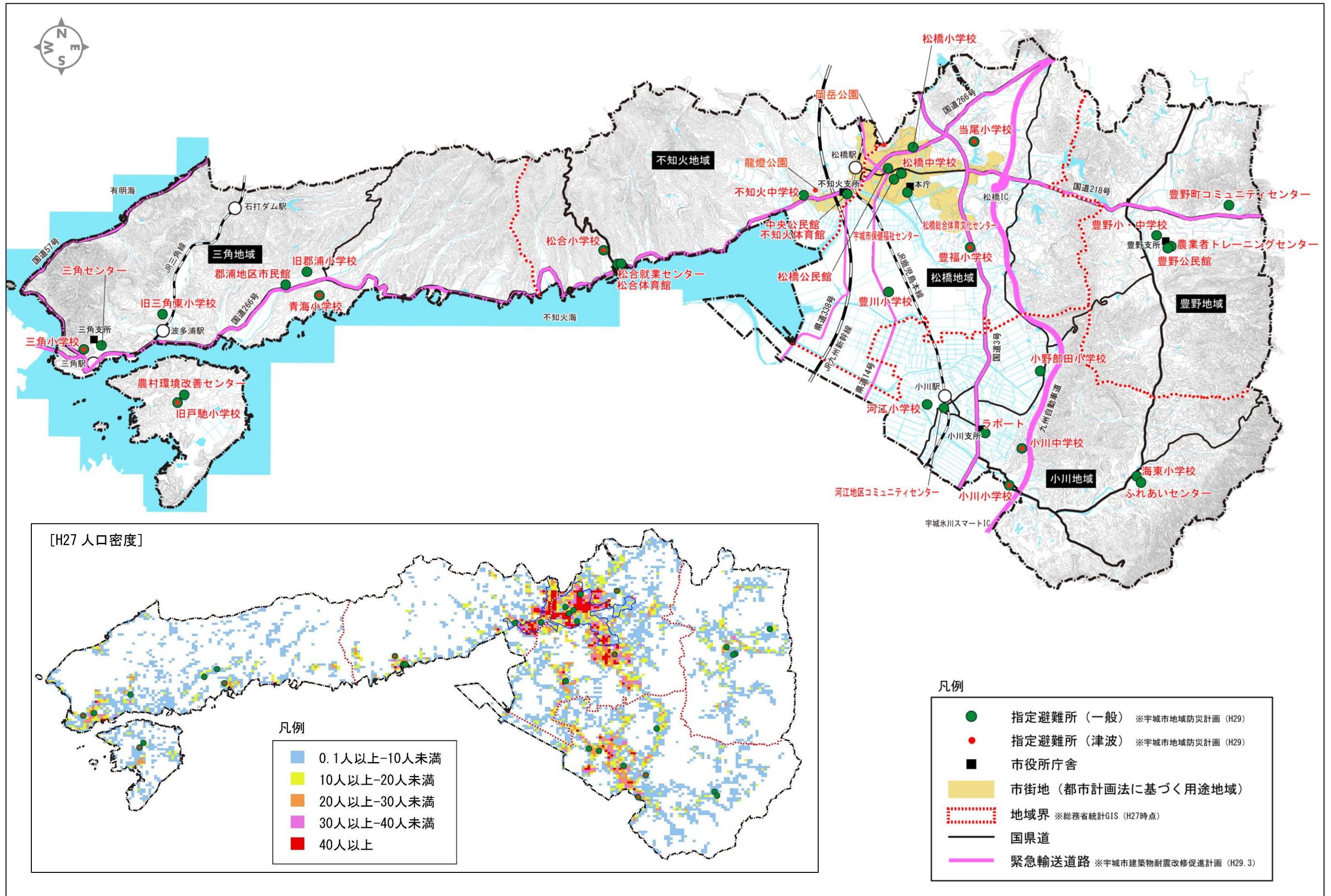
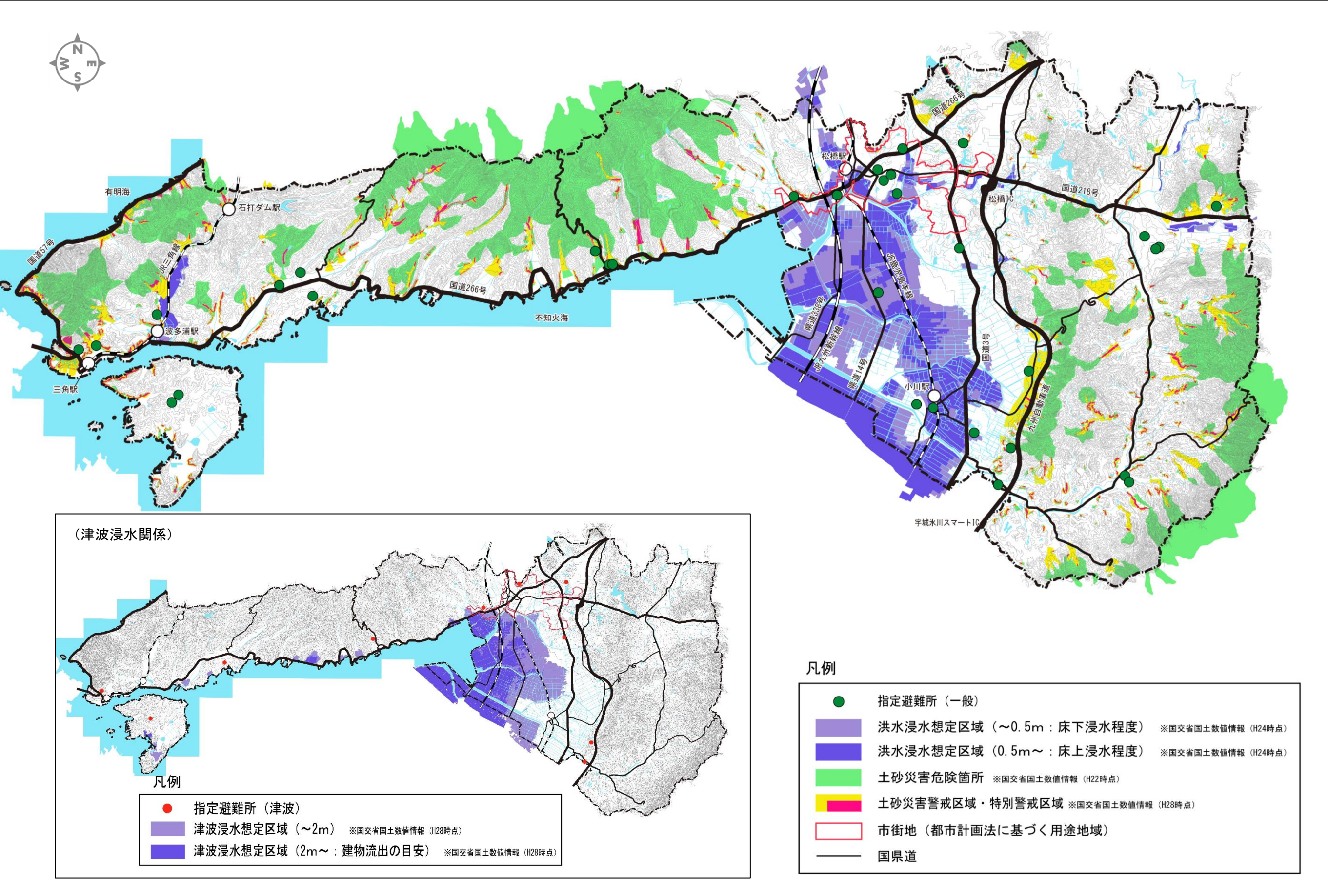


図 本市の防災力の状況（災害危険区域の分布状況）



2. 復興に向けた重点的な取組の方向性

（１）災害に強い都市構造の構築

今後も布田川・日奈久断層や南海トラフ沿いでの巨大地震がいつ発生してもおかしくないという認識のもと、いざというときに安全な避難や迅速な応急対策活動を可能とするために、あらかじめ、その中心となる場所等を明示し、市民とも共有しながら、計画的な整備や活用の成熟化を進めます。

より具体的には、周辺都市から支援を受けること、逆に本市が周辺都市を支援することも視野に入れながら、災害時の情報収集・指揮命令、住民の中長期的な避難収容、要配慮者や車中泊避難者の受け入れ、備蓄物資の配送、支援物資の一時集積、ボランティアの受援、といった災害発生後の各種活動を支える重要な場所や道路を整理し、「防災都市構造」として明示します。

今後は、この防災都市構造を構成する拠点やネットワークについて、（２）（３）に示すような整備・機能強化や適切な活用を図ることで、災害に強いまちを構築します。

⇒詳細は第３章

（２）避難・応急対策活動を支える拠点の整備

防災都市構造上、拠点と位置づけた重要な場所について、それぞれの役割に応じた整備・機能強化や適切な活用を進めます。より具体的には…

■市を代表する活動拠点の整備

本庁舎一帯および５地域（三角・不知火・松橋・小川・豊野）それぞれにおいて、市全体の避難・応急対策活動を支える拠点の整備を図ります。

特に、５地域の拠点整備については、復興に向けた最重要プロジェクトと位置づけ、「あそこに行けば…」という住民の安心感につながるような場所を目指し、避難収容に加え、各地域の特色を踏まえた役割を持たせる形で、複合的な機能を備えていきます。

■住民に身近な活動拠点の整備

各地域の中小避難所について、配置の適正化や、良好な生活環境の確保、指定避難所以外の施設の活用等を図り、地域の実情に応じたきめ細かな避難収容体制を整備します。

⇒詳細は第４章

（３）避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備

防災都市構造上、ネットワークと位置づけた道路について、それぞれの役割に応じた整備・機能強化や適切な活用を進めます。より具体的には…

■骨格的なネットワークの整備

国道３号をはじめとした、支援物資の市内流入から主要な避難所に至るまでの重要な輸送ルートや、大勢の人の主要な避難ルートとなるような幹線道路について、災害時にもその機能を維持・発揮するための必要な整備・対策を図ります。

■きめ細かなネットワークの整備

地域内や集落内など、住民にとっての身近な範囲において、安全・迅速な避難を可能とするための生活道路の整備・改良を図ります。また、各拠点・各ネットワークの整備効果を高め、きめ細かな避難誘導につながるよう、案内サイン類の整備を図ります。

⇒詳細は第５章

（４）生活の拠り所となる住まいの確保

被災者が生まれ育った地域でこれからも不安無く住み続けられるよう、生活の拠り所となる住まいの再建を支援します。より具体的には…

■恒久的住宅の整備

熊本地震により自宅を失った被災者に対し、自力での住まい再建を第一とした支援を行いながら、ローンが組めず自力再建が困難な高齢者等の住まいを確保するため、災害公営住宅の整備を図ります。

■応急仮設住宅の有効活用

被災者の仮住まいである応急仮設住宅について、災害公営住宅の整備等により、その役割や法的な供与期間が終了した後においても、地域の活性化や防災性向上等につながるような有効活用を図ります。

⇒詳細は第６章

第3章 重点的な取組①：災害に強い都市構造の構築

1. 取組の全体像

今後も巨大地震がいつ発生してもおかしくないという認識のもと、いざというときに安全な避難や迅速な応急対策活動を可能とするために、あらかじめ、その中心となる場所等を明示し、市民とも共有しながら、計画的な整備や活用の成熟化を進めます。

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<防災都市構造の明確化> 安全な避難や応急対策活動の迅速化の観点による目指すべきまちの姿として、「防災都市構造」を明確化し、市民・関係機関機関等との共有を図ります。	構造の明確化検討 他計画への反映、発展的検討				

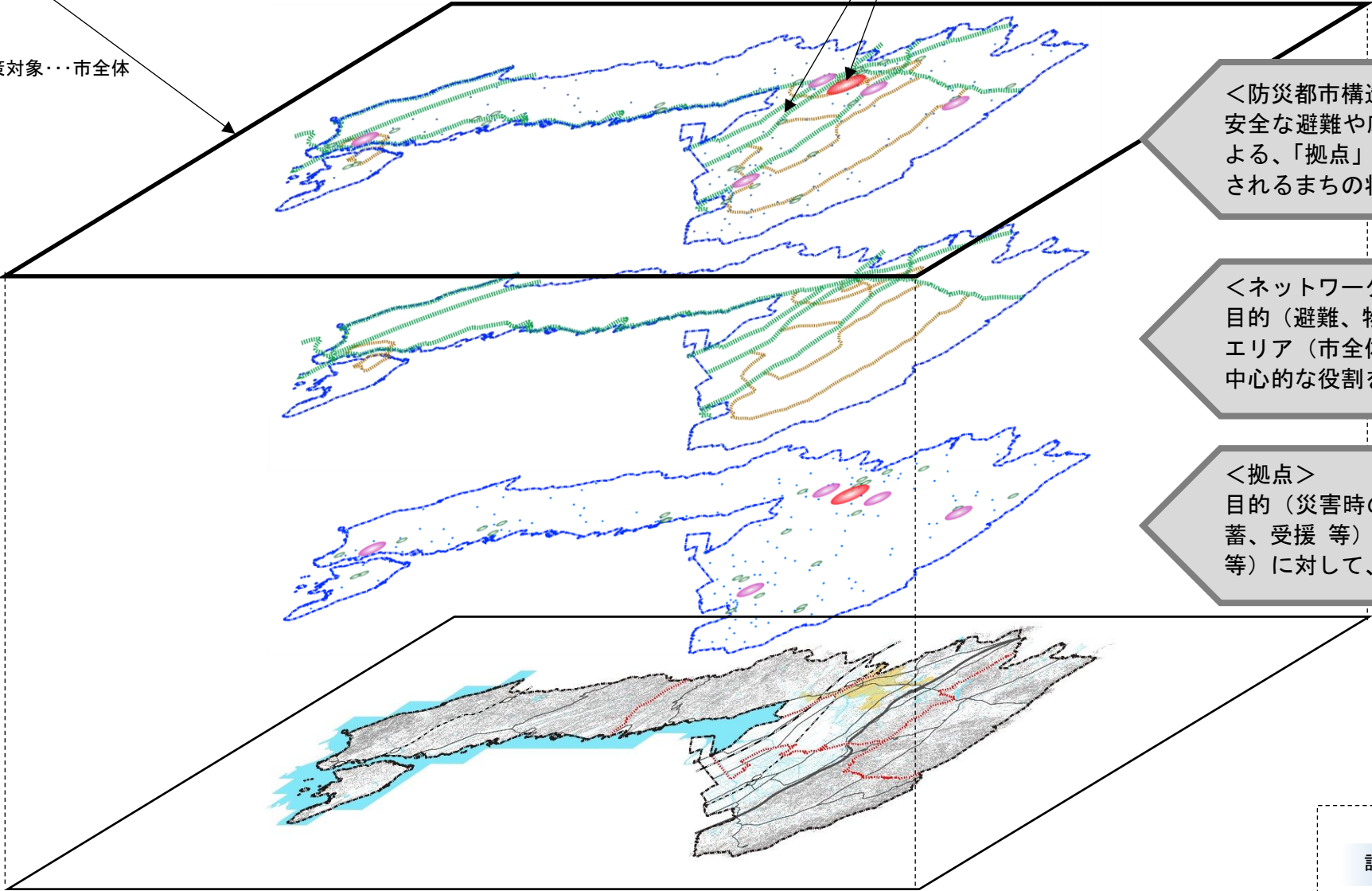
⇒詳細は P9～11

施策対象・・・市全体

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<防災都市構造に基づく取組の推進> 拠点を構成する場所やネットワークを構成する道路について、優先順位を定めながら、より具体的な検討や、着実な整備等を進めます。	個別事業の展開 各種施設の工事 （本庁舎一帯など重要な箇所）				

⇒詳細は第4章・5章

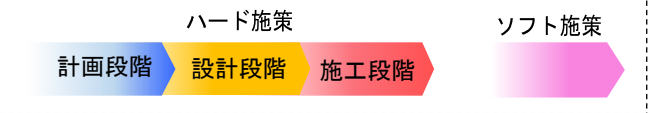
施策対象・・・拠点やネットワークとして位置づけた場所等



<防災都市構造>
安全な避難や応急活動の迅速化の観点による、「拠点」と「ネットワーク」で構成されるまちの将来像

<ネットワーク>
目的（避難、物資輸送、救急医療 等）やエリア（市全体、各地域 等）に対して、中心的な役割を担う道路

<拠点>
目的（災害時の情報収集、避難収容、備蓄、受援 等）やエリア（市全体、各地域 等）に対して、中心的な役割を担う場所



2. 防災都市構造の明確化

(1) 基本的なイメージ

本市の防災都市構造は、4 種の拠点と、2 種のネットワークにより構成することとします。

①広域防災拠点

市全体で1箇所、本庁舎一帯に配置

- 市全体や周辺都市を見渡した、広域的な活動拠点
- 災害時は、主に、情報収集・指揮命令や、中長期に至るまでの避難収容、市全体を対象とした物資の備蓄・集配基地、自衛隊・広域応援部隊の参集基地等としての役割を担う
- 平時は、多くの市民や防災関係機関の参画による総合防災訓練の場等としての役割を担う

②都市防災拠点

5 地域それぞれで一箇所、支所・公民館一帯等に配置

- 旧町レベルの広範囲を見渡した、行政主体の活動拠点
- 災害時は、主に、中長期に至るまでの避難収容や、地域内を対象とした物資の備蓄・集配基地、消防団・地域防災組織の参集基地等としての役割を、平時は防災を学びながらコミュニティを形成する場等としての役割を担う
- 5 拠点それぞれの特色を活かした拠点相互の連携・役割分担も考慮

<各拠点の特色を活かした主要な役割>

三角	三角港への近接性を活かした支援物資の集積基地
不知火	周辺の公共施設の集積性を活かした長期避難収容
松橋	周辺の福祉・医療施設等の集積性を活かした要配慮者避難収容基地
小川	宇城氷川 SIC や国道3号への近接性を活かした支援物資の集積基地
豊野	周辺の公共施設の集積性を活かした長期避難収容

③地域防災拠点

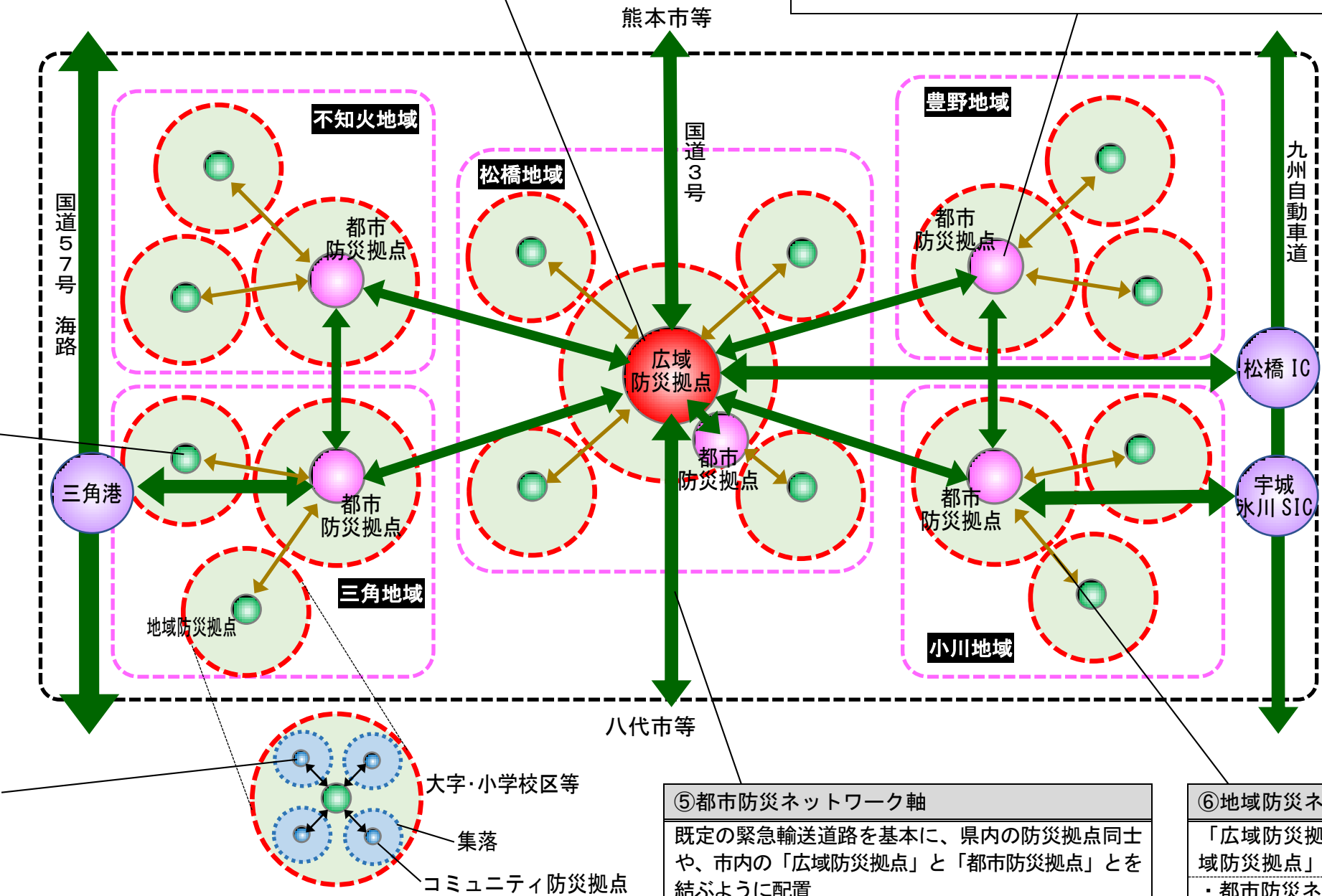
既定の指定避難所を基本に、大字・小学校区等の単位で配置

- 大字・小学校区等の比較的広範囲を見渡した、行政・住民協働による活動拠点
- 災害時は、主に、短中期的な避難収容の役割を、平時は消防団等による自主防災活動の場としての役割を担う

④コミュニティ防災拠点

既存の自治公民館を基本に、集落毎に配置

- 住民にとって最も身近な範囲を見渡した、住民主体の活動拠点
- 災害時は、主に、緊急避難や短期的な避難収容の役割を、平時は自治会独自の自主防災活動の場としての役割を担う



⑤都市防災ネットワーク軸

既定の緊急輸送道路を基本に、県内の防災拠点同士や、市内の「広域防災拠点」と「都市防災拠点」とを結ぶように配置

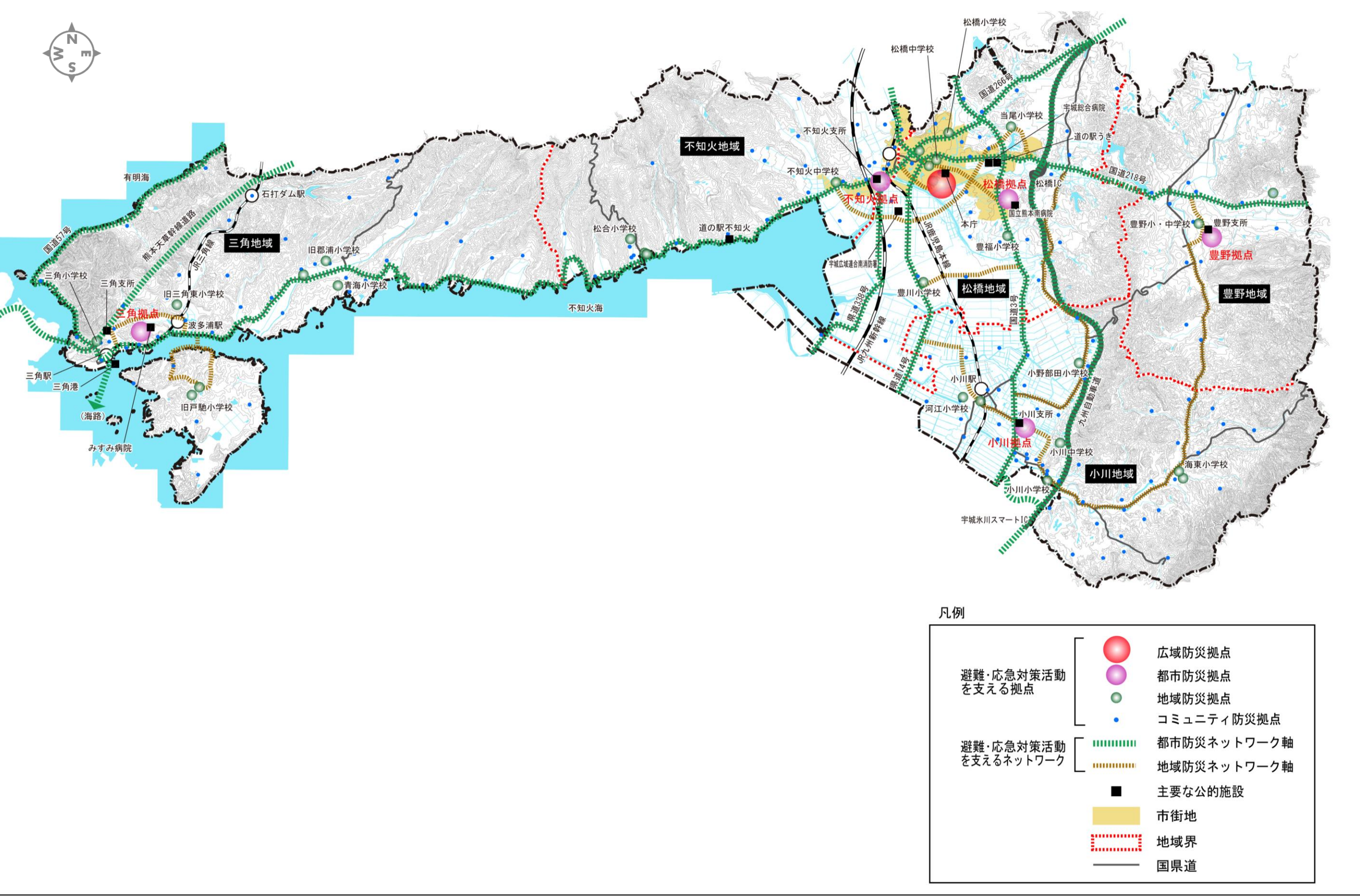
- 災害時において、市内・外や地域間の大量の物資輸送など、広域的な避難・応急対策活動を支える主要ルートとしての役割を担う

⑥地域防災ネットワーク軸

「広域防災拠点」・「都市防災拠点」と「地域防災拠点」とを結ぶように配置

- 都市防災ネットワーク軸の役割を補うとともに、各地域での避難・応急対策活動を支える主要ルートとしての役割を担う

(2) 防災都市構造図



注：広域防災拠点・都市防災拠点は、地域防災拠点を兼ねる
：地域防災拠点は、「宇城市地域防災計画」の改定（平成30年度中）にあわせて変更の予定

(3) 避難収容・備蓄スペースの検討

避難・応急対策活動を支える場所の基本機能である避難所と防災倉庫について、避難想定人口に対応した必要面積を試算するとともに、これらをどのように確保していくかの方針を明示します。

表 避難収容・備蓄スペースの必要面積

区分	指定避難所 ※平成29年末時点	①	②	参考	③	④	⑤	⑥
		収容可能人口 (3㎡/人)	H37将来人口	H29現況人口	避難想定人口 (②×0.3)	収容不可人口 (③－①)	避難スペース必要面積 (④×3㎡)	備蓄スペース必要面積 (③×0.032㎡) ※3日分の水・食料+毛布
三角地域	三角小学校（体育館）	250人	6,463人	7,788人	1,940人	810人	2,430㎡	60㎡
	青海小学校（体育館）	200人						
	旧三角東小学校（体育館）	190人						
	旧戸馳小学校（体育館）	180人						
	旧郡浦小学校（体育館）	190人						
	三角センター ※解体予定							
	農村環境改善センター	60人						
	郡浦地区市民館	60人						
	計	1,130人						
不知火地域	松合小学校（体育館）	250人	8,080人	8,962人	2,420人	1,120人	3,360㎡	80㎡
	不知火中学校（体育館）	300人						
	中央公民館 ※解体予定							
	不知火体育館	300人						
	松合就業センター	150人						
	松合体育館	300人						
	計	1,300人						
松橋地域	松橋小学校（体育館）	200人	25,871人	25,580人	7,760人	5,790人	17,370㎡	250㎡
	豊川小学校（体育館）	200人						
	豊福小学校（体育館）	200人						
	当尾小学校（体育館）	200人						
	松橋中学校（体育館）	520人						
	松橋総合体育文化センター	450人						
	宇城市保健福祉センター	200人						
	松橋公民館 ※解体予定							
	計	1,970人						
小川地域	海東小学校（体育館）	200人	12,122人	12,901人	3,640人	2,220人	6,660㎡	120㎡
	小川小学校（体育館）	150人						
	小野部田小学校（体育館）	200人						
	河江小学校（体育館）	300人						
	小川中学校（体育館）	300人						
	ラポート	130人						
	ふれあいセンター	60人						
	河江地区コミュニティセンター	80人						
	計	1,420人						
豊野地域	豊野小中学校（体育館）	300人	4,062人	4,329人	1,220人	570人	1,710㎡	40㎡
	農業者トレーニングセンター	270人						
	豊野町コミュニティセンター	80人						
	豊野公民館 ※解体予定							
	計	650人						
合計		5,820人	56,598人	59,560人	16,980人	10,510人	31,530㎡	550㎡

注：上表は、「宇城市地域防災計画」の改定（平成30年度中）にあわせて変更の予定

■避難収容スペースの確保方針

- ・原則として、5地域それぞれで必要面積を確保します。
- ・必要面積への対応は、「都市防災拠点」および「広域防災拠点」を主体とし、これらの場所で避難所（屋外収容を含む）の新規整備・拡充を図ります。
- ・都市防災拠点・広域防災拠点での対応が困難な場合は、「地域防災拠点」で対応するものとし、指定避難所の追加・見直しを図ります。

■備蓄スペースの確保方針

- ・原則として、5地域それぞれで必要面積を確保します。
 - ・必要面積への対応は、「都市防災拠点」および「広域防災拠点」を主体とし、これらの場所で防災倉庫（防災資機材等を含む）の新規整備・拡充を図ります。
- なお、整備にあたっては、発電機や投光器等の各種資機材も保管することを踏まえて最終的な面積を決定します。

第4章 重点的な取組②：避難・応急対策活動を支える拠点の整備

1. 取組の全体像

本市が目指す防災都市構造の構築に向け、全市レベルから地域レベル、集落レベルに至るまでの多様な避難・応急対策活動を支える各種拠点の整備を図ります。

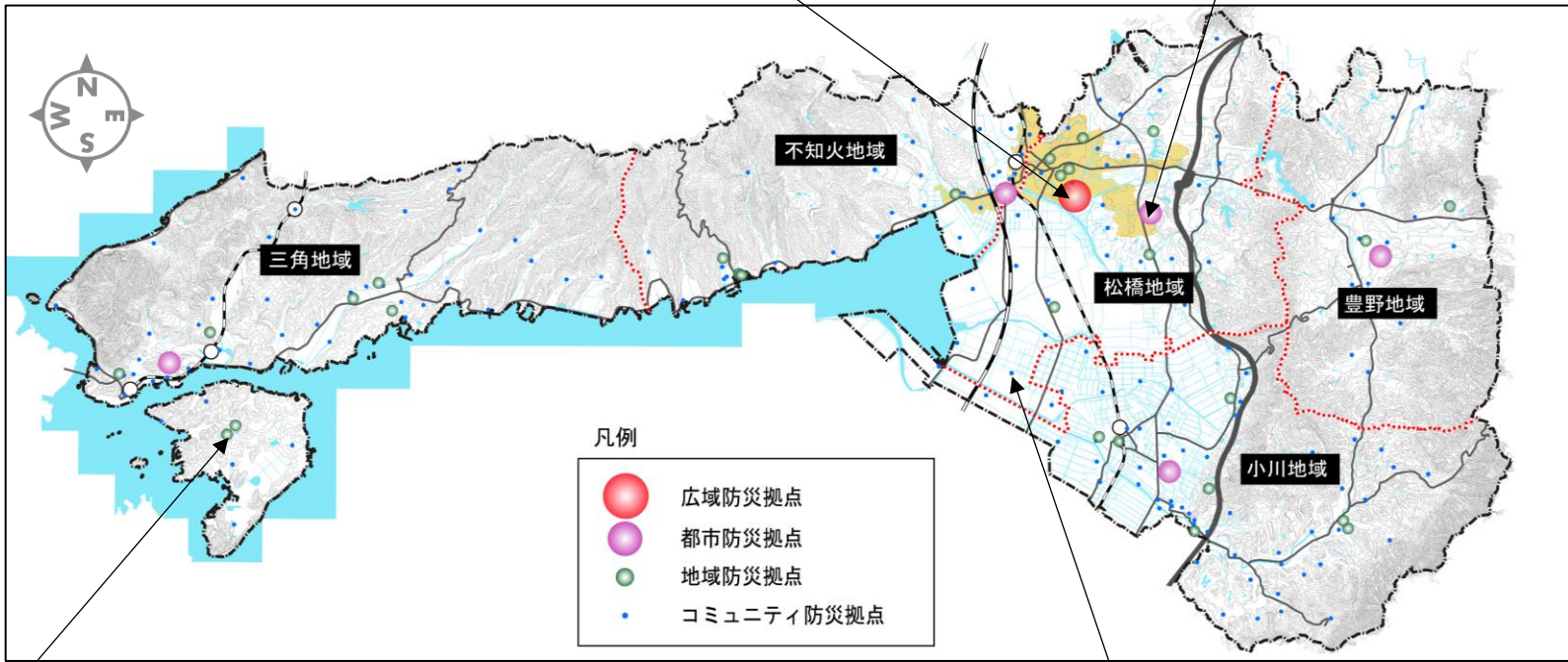


施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<市を代表する活動拠点の整備> 本庁舎一帯では、市全体や周辺都市を見渡した広域的な活動拠点にふさわしい機能を確保するため、庁舎・避難所の機能強化等を図ります。	本庁の災害復旧・機能強化実施設計 工事				避難所の機能強化事業化検討 事業実施

⇒詳細は P13

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<市を代表する活動拠点の整備> 5 地域の支所一帯等では、旧町レベルの広範囲を見渡した活動拠点にふさわしい機能を確保するため、避難収容・備蓄その他各所の特色を活かした機能を備えた防災コミュニティ施設や、防災広場の新規整備等を図ります。	防災コミュニティ施設の整備 用地取得・設計等 工事				防災広場の整備 用地取得・設計等 事業実施

⇒詳細は P14～20



施策対象・・・広域防災拠点

施策対象・・・すべての都市防災拠点

施策対象・・・すべての地域防災拠点

施策対象・・・すべてのコミュニティ防災拠点

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<住民に身近な活動拠点の整備> 中小の指定避難所は、大字・小学校区における避難等を支えていくため、被災施設の復旧や、新たな避難所の整備・確保、既存施設の機能強化等を図ります。	避難所の災害復旧 工事	新規避難所の確保 地域防災計画の見直し	新規避難所（松橋公民館一帯）の整備 実施設計等 工事	避難所の機能強化 事業化検討	事業実施

⇒詳細は P19

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<住民に身近な拠点の整備> 自治公民館は、各集落における避難等を支えていくため、被災施設の復旧や、防災設備の設置等による機能強化を図ります。	自治公民館の災害復旧 復旧工事の支援				自治公民館の機能強化 防災設備の設置等に対する助成

2. 市を代表する活動拠点の整備方針

(1) 広域防災拠点

■本庁や総合体育文化センターの機能強化

本庁は、災害時における危機管理の中核として、災害情報の収集・分析や、組織内の横断調整、防災関係機関との連携、意思決定等を迅速・円滑に実施することができるよう、諸室・設備の早期復旧を図るとともに、対策本部室での情報収集用モニターの設置や、構造部分の耐震補強、非常用通信手段としての公衆無線 LAN の整備等による機能強化を図ります。

総合体育文化センターについては、松橋地域はもちろん市全体も見渡した、中長期に至るまでの避難収容に対応できるよう、非構造部材の耐震化や、公衆無線 LAN の整備等による機能強化を図ります。

■本庁・総合体育文化センターと一体となった周辺環境整備

本庁や総合体育文化センターの周辺敷地では、これらの施設と一体になって、市全体を見渡した避難・応急対策活動を支えていくにふさわしい環境整備を図ります。

具体的には、本庁に併設するような形で、松橋地域を中心とした各避難所のための食料・生活必需品・資機材等を保管する防災倉庫の新規整備を図ります。

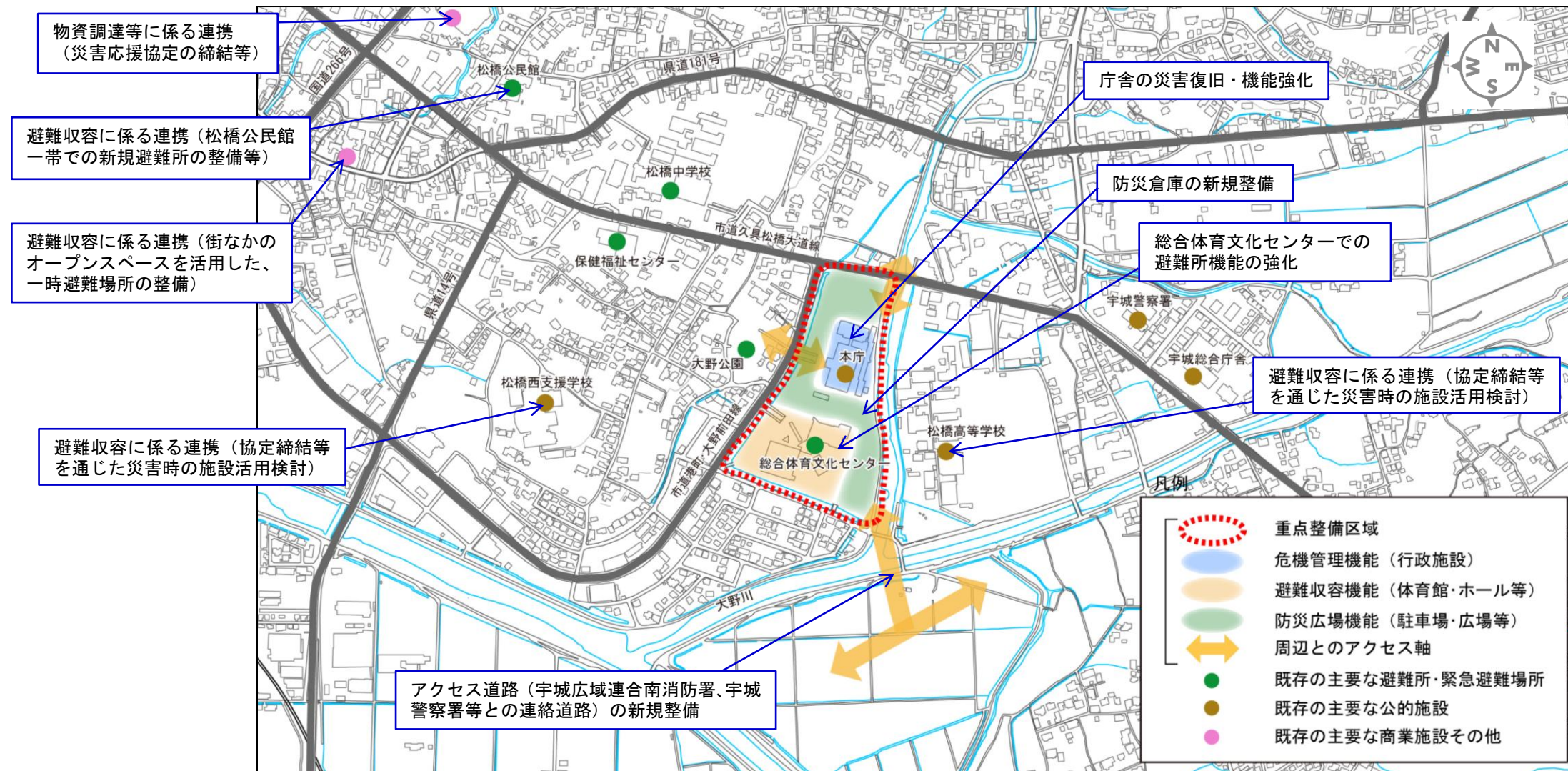
■周辺の公的施設等との連携の強化

大規模災害の発生に対して柔軟・的確に対応するため、一帯の公的施設・民間施設の集積性を活かし、これらとの連携を強化して、避難・応急対策活動の体制整備を図ります。

具体的には、松橋地域の人口の多さや道路・避難所被災の可能性を考慮した避難収容の分散化・多重化や、地域の中核的な商業施設からの食料の調達、消防署・警察署等と連携した一元的な情報収集・応急対策活動の展開などを想定し、これらの連携を支えるハード施策も進めます。

ハード施策については、特に、松橋公民館周辺の敷地や街なかのオープンスペースを活用した避難環境の拡充、本庁・総合体育文化センターへの新規アクセス道路の整備に取り組みます。

図 広域防災拠点一帯の整備に係る方針



本庁



総合体育文化センター



（２）都市防災拠点

[三角拠点]

■防災コミュニティ施設の整備

三角地区生涯学習センター一帯では、災害時には中長期に至るまでの避難収容や海上輸送による支援物資の集積基地等の役割を、平時には防災教育や地域のコミュニティ形成等の役割を担う施設の新規整備を図ります。

より具体的には、老朽化している三角センターを解体し、その機能を継承しながら、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、大量の物資の搬入・搬出が可能なホール、調理室、シャワー室、医務室、情報提供ブースなど、多様な諸室・設備を備えた施設（平屋建・延べ面積約 1,000 ㎡）の整備を図ります。

■防災コミュニティ施設と一体となった防災広場等の整備

防災コミュニティ施設の周辺敷地では、当該施設と一体になって、三角地域全体の避難・応急対策活動を支えていくにふさわしい環境整備を図ります。

具体的には、三角地域の各避難所のための食料・生活必需品・資機材等を保管する防災倉庫の新規整備を図ります。

また、三角地区生涯学習センターを解体し、その跡地も活用しながら、津波緊急避難者・車中泊避難者の受入および消防団・地域防災組織の参集のための駐車場や、屋外炊事場・災害用トイレ・防災井戸等の避難生活を支える設備を備えた防災広場の新規整備を図ります。

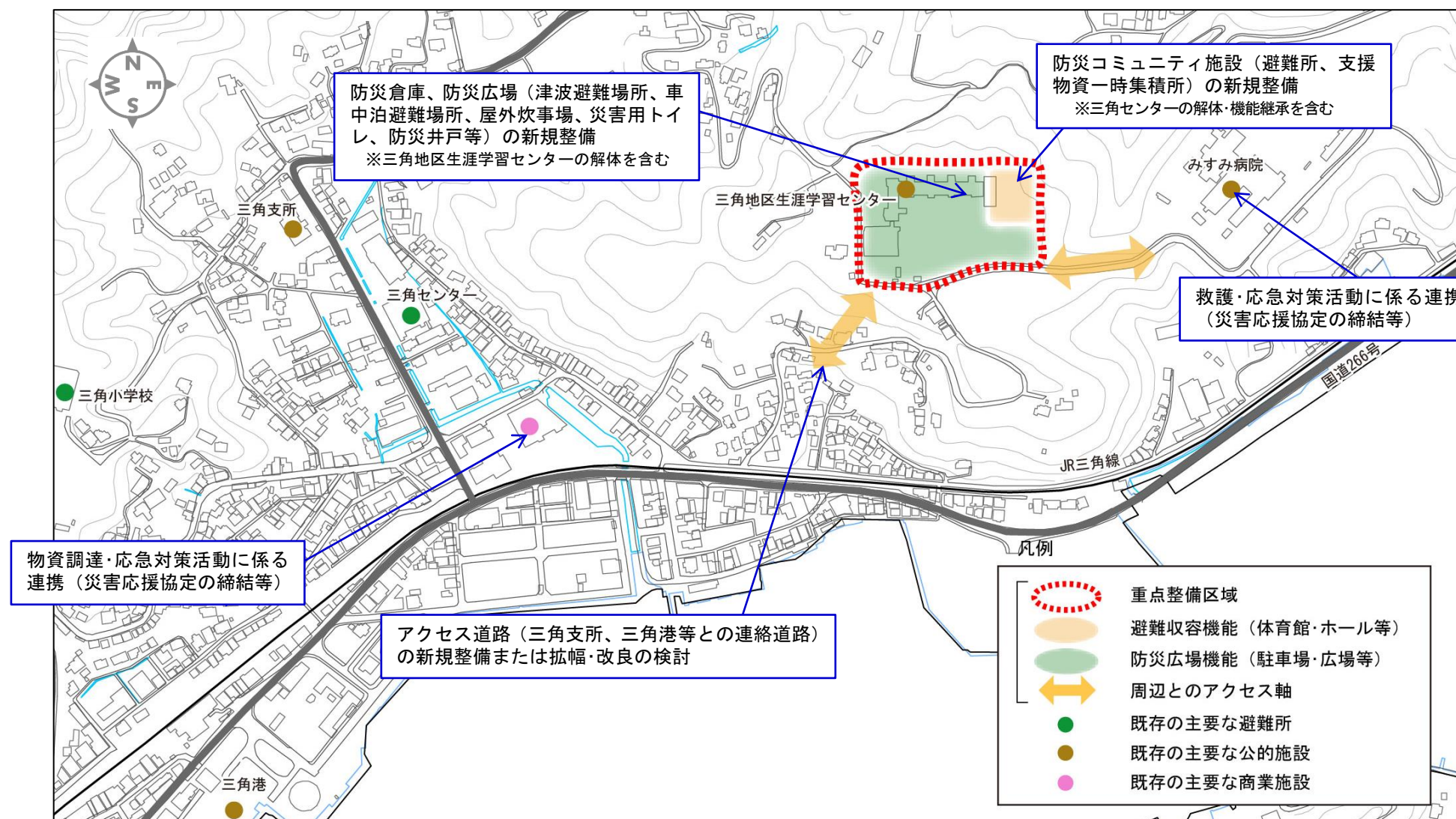
■周辺の公的施設等との連携の強化

大規模災害の発生に対して柔軟・的確に対応するため、民間施設を含む、周辺施設との連携を強化し、避難・応急対策活動の体制整備を図ります。

具体的には、三角港を通じた県内外からの支援物資の調達や、地域の中核的な商業施設からの食料の調達、みすみ病院と連携した救護所運営・被災者健康管理などを想定し、これらの連携を支えるハード施策も進めます。

ハード施策については、特に、低地に集中する各種施設からの迅速・円滑なアクセスを考慮した、道路の整備・改良や案内サイン類の整備に取り組みます。

図 都市防災拠点（三角拠点）一帯の整備に係る方針



三角地区生涯学習センター



三角港



みすみ病院



[不知火拠点]

■防災コミュニティ施設の整備

不知公民館一帯では、災害時には中長期に至るまでの避難収容の役割を、平時には防災教育や地域のコミュニティ形成等の役割を担う施設の新規整備を図ります。

より具体的には、老朽化している中央公民館を解体し、その機能を継承しながら、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、調理室、シャワー室、医務室、情報提供ブースなど、多様な諸室・設備を備えた施設（2階建・延べ面積約1,000㎡）の整備を図ります。

なお、近接する武道館については、上記施設や不知火体育館と一体となった避難所としての活用を想定し、指定避難所の新規指定を検討します。

■防災コミュニティ施設と一体となった防災広場等の整備

防災コミュニティ施設の周辺敷地では、当該施設と一体になって、不知火地域全体の避難・応急対策活動を支えていくにふさわしい環境整備を図ります。

具体的には、不知火地域の各避難所のための食料・生活必需品・資機材等を保管する防災倉庫の新規整備を図ります。

また、不知火体育館等の既存駐車場との一体性にも留意しながら、車中泊避難者の受入および消防団・地域防災組織の参集のための駐車場や、屋外炊事場・災害用トイレ・防災井戸等の避難生活を支える設備を備えた防災広場の新規整備を図ります。

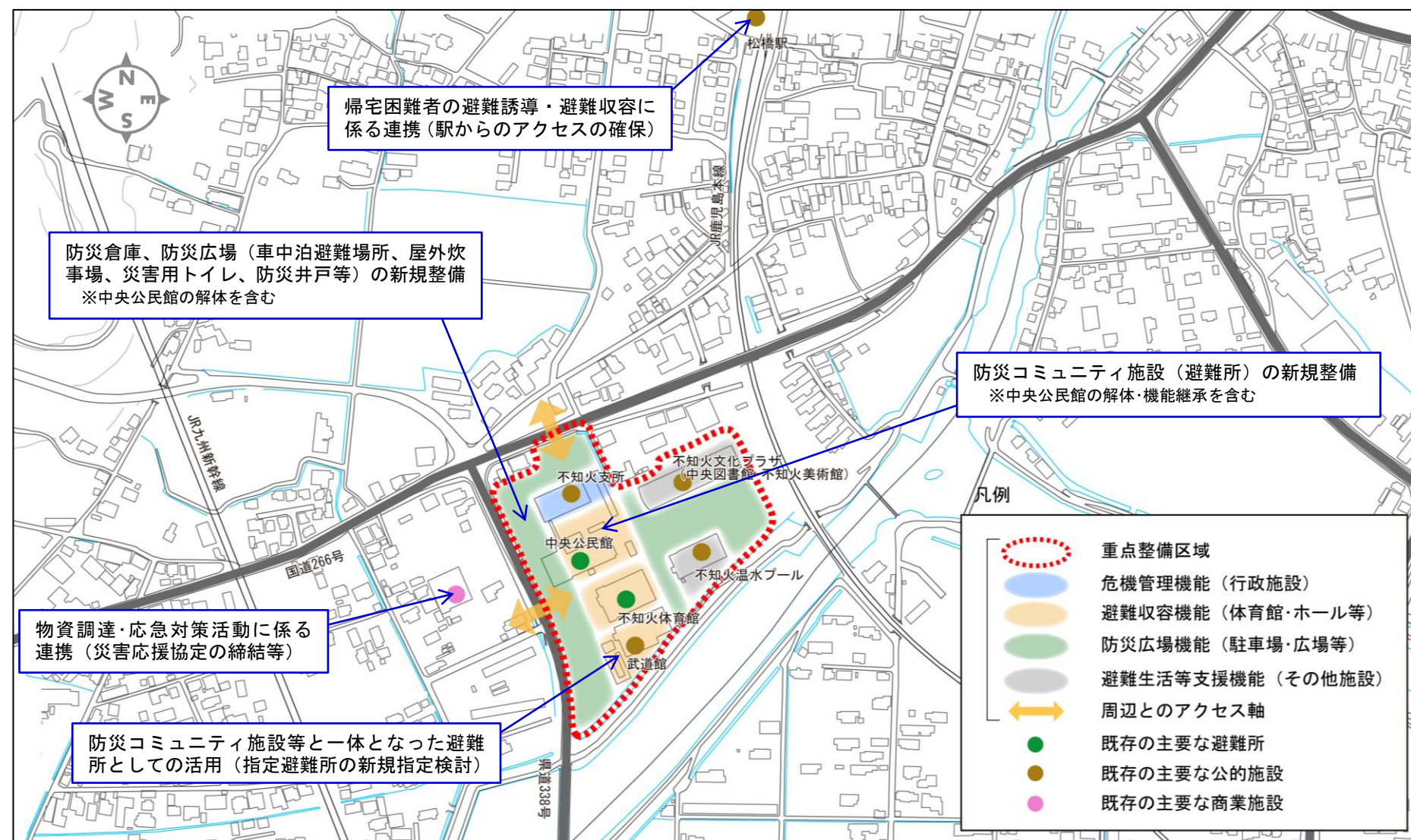
■周辺の公的施設等との連携の強化

大規模災害の発生に対して柔軟・的確に対応するため、民間施設を含む、周辺施設との連携を強化し、避難・応急対策活動の体制整備を図ります。

具体的には、松橋駅からの観光客・帰宅困難者の受入や、地域の中核的な商業施設からの食料の調達、図書館や温水プールの機能を活かした中長期避難を支える心身保健対策の実施などを想定し、これらの連携を支えるハード施策も進めます。

ハード施策については、特に、松橋駅からのアクセス道路の整備・改良に取り組みます。

図 都市防災拠点（不知火拠点）一帯の整備に係る方針



中央公民館



不知火支所



松橋駅アクセス道路（整備中）



[松橋拠点]

■防災コミュニティ施設の整備

希望の里サン・アビリティーズの周辺では、災害時には中長期に至るまでの避難収容の役割を、平時には防災教育や地域のコミュニティ形成等の役割を担う施設の新規整備を図ります。

より具体的には、希望の里サン・アビリティーズに併設する形で、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、調理室、シャワー室、医務室、情報提供ブースなど、多様な諸室・設備を備えた施設（2階建・延べ面積約2,000㎡）の整備を図ります。

なお、希望の里サン・アビリティーズについては、上記施設と一体となった避難所としての活用を想定し、指定避難所の新規指定を検討します。

■防災コミュニティ施設と一体となった防災広場等の整備

防災コミュニティ施設の周辺敷地では、当該施設と一体になって、松橋地域全体の避難・応急対策活動を支えていくにふさわしい環境整備を図ります。

具体的には、希望の里サン・アビリティーズ等の既存駐車場との一体性にも留意しながら、車中泊避難者の受入および消防団・地域防災組織の参集のための駐車場や、屋外炊事場・災害用トイレ・防災井戸等の避難生活を支える設備を備えた防災広場の新規整備を図ります。

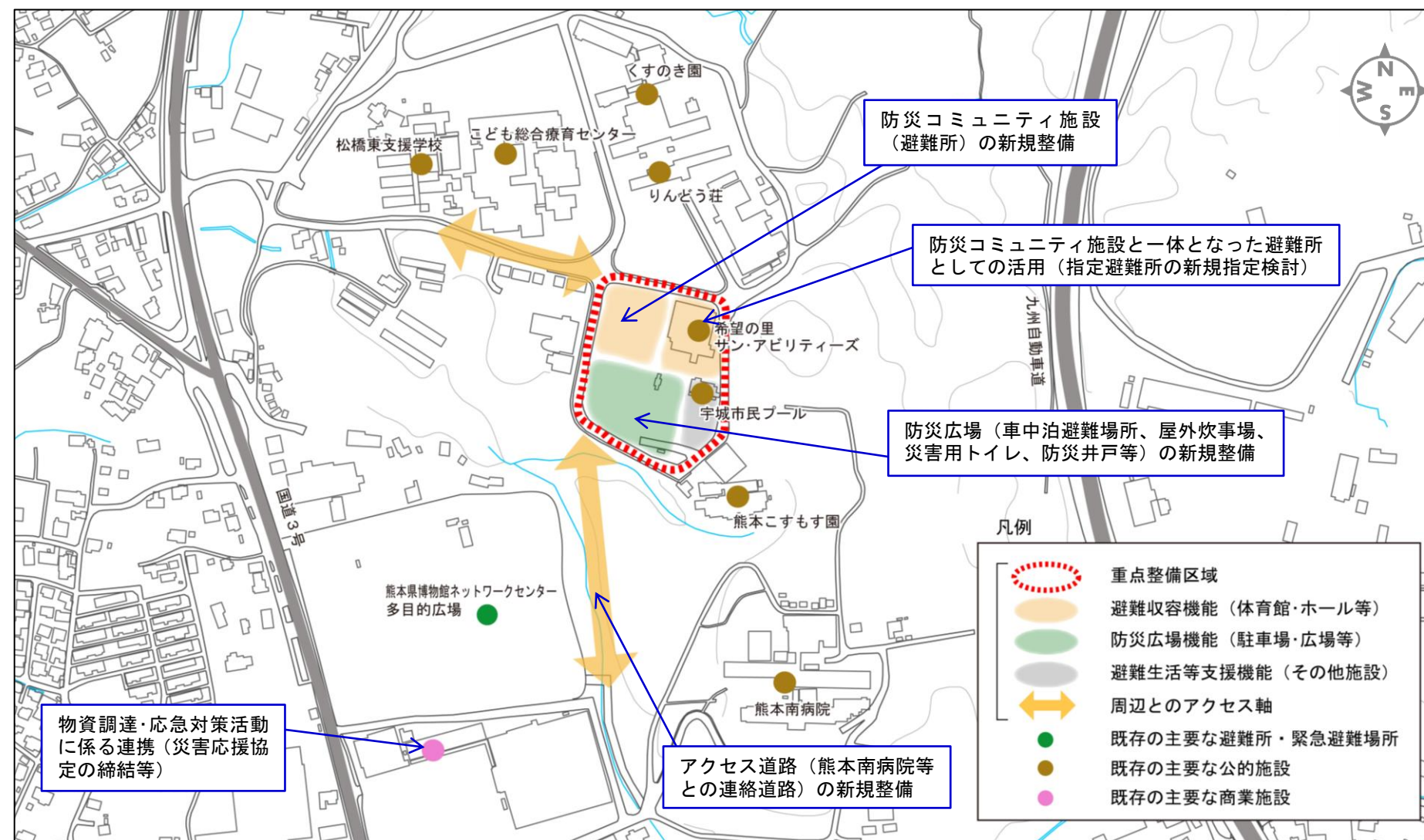
■周辺の公的施設等との連携の強化

大規模災害の発生に対して柔軟・的確に対応するため、民間施設を含む、周辺施設との連携を強化し、避難・応急対策活動の体制整備を図ります。

具体的には、熊本南病院等と連携した救護所運営・被災者健康管理や、りんどう荘等と連携した要配慮者の避難収容・生活支援、熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場との防災広場機能の分担などを想定し、これらの連携を支えるハード施策も進めます。

ハード施策については、特に、熊本南病院や多目的広場からのアクセス道路の新規整備に取り組みます。

図 都市防災拠点（松橋拠点）一帯の整備に係る方針



希望の里サン・アビリティーズ



熊本南病院



熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場



[小川拠点]

■防災コミュニティ施設の整備

旧小川支所一帯では、災害時には中長期に至るまでの避難収容や陸路による支援物資の集積基地等の役割を、平時には防災教育や地域のコミュニティ形成等の役割を担う施設の新規整備を図ります。

より具体的には、現在使用不可となっている旧小川支所を解体し、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、大量の物資の搬入・搬出が可能なホール、シャワー室、医務室など、多様な諸室・設備を備えた施設（平屋建・延べ面積約1,500㎡）の整備を図ります。

■防災コミュニティ施設と一体となった防災広場等の整備

防災コミュニティ施設の周辺敷地では、当該施設と一体になって、小川地域全体の避難・応急対策活動を支えていくにふさわしい環境整備を図ります。

具体的には、小川地域の各避難所のための食料・生活必需品・資機材等を保管する防災倉庫の新規整備を図ります。

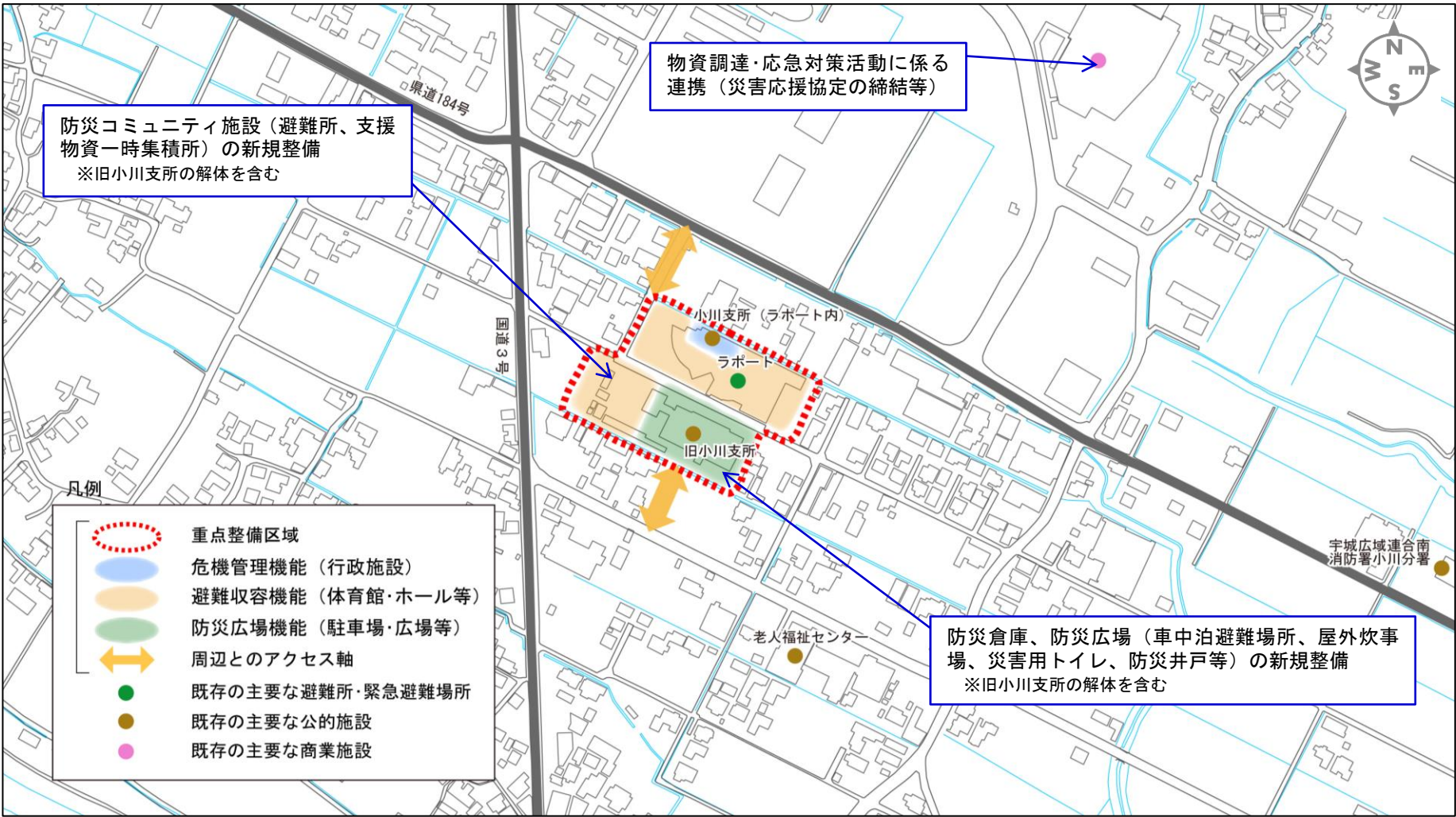
また、ラポートの既存駐車場との一体性にも留意しながら、車中泊避難者の受入および消防団・地域防災組織の参集のための駐車場や、屋外炊事場・災害用トイレ・防災井戸等の避難生活を支える設備を備えた防災広場の新規整備を図ります。なお、当該広場整備は、平時における、ラポートの慢性的な駐車場不足の解消も考慮したものです。

■周辺の公的施設等との連携の強化

大規模災害の発生に対して柔軟・的確に対応するため、民間施設を含む、周辺施設との連携を強化し、避難・応急対策活動の体制整備を図ります。

具体的には、宇城氷川スマート IC を通じた県内外からの支援物資の調達や、地域の中核的な商業施設からの食料の調達、消防署と連携した一元的な情報収集・応急対策活動の展開などを想定し、これらの連携を支えるハード施策も必要に応じて実施します。

図 都市防災拠点（小川拠点）一帯の整備に係る方針



旧小川支所



ラポート



イオン



【豊野拠点】

■防災コミュニティ施設の整備

豊野公民館一帯では、災害時には中長期に至るまでの避難収容の役割を、平時には防災教育や地域のコミュニティ形成等の役割を担う施設の新規整備を図ります。

より具体的には、老朽化している豊野公民館および豊野福祉センターを解体し、これらの施設の機能を継承しながら、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、調理室、シャワー室、医務室、情報提供ブースなど、多様な諸室・設備を備えた施設（2階建・延べ面積約1,000㎡）の整備を図ります。

■防災コミュニティ施設と一体となった防災広場等の整備

防災コミュニティ施設の周辺敷地では、当該施設と一体になって、豊野地域全体の避難・応急対策活動を支えていくにふさわしい環境整備を図ります。

具体的には、豊野地域の各避難所のための食料・生活必需品・資機材等を保管する防災倉庫の新規整備を図ります。

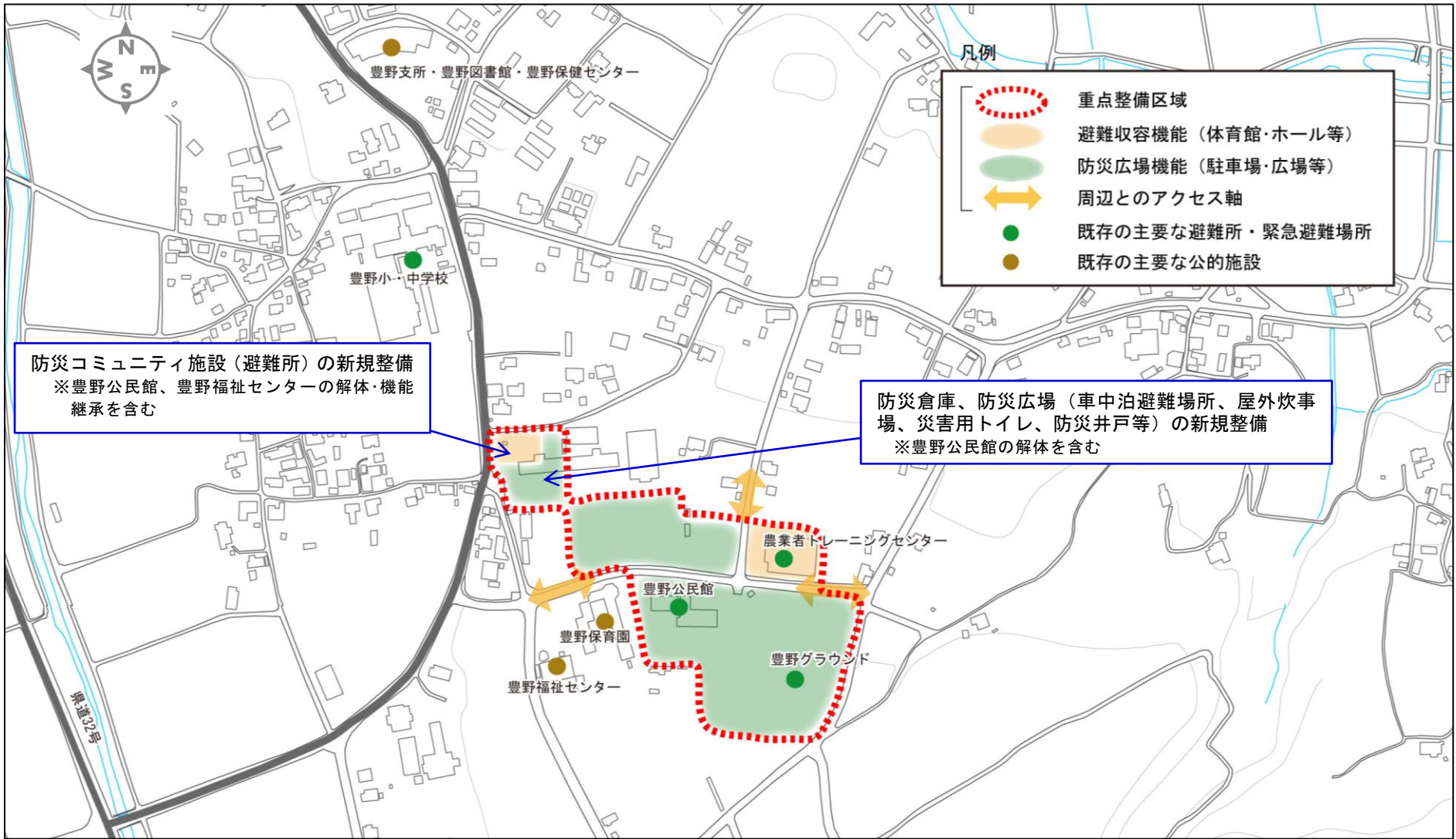
また、豊野グラウンド等の既存広場との一体性にも留意しながら、車中泊避難者の受入および消防団・地域防災組織の参集のための駐車場や、屋外炊事場・災害用トイレ・防災井戸等の避難生活を支える設備を備えた防災広場の新規整備を図ります。

■周辺の公的施設等との連携の強化

大規模災害の発生に対して柔軟・的確に対応するため、周辺施設との連携を強化し、避難・応急対策活動の体制整備を図ります。

具体的には、豊野図書館・豊野保健センターの機能を活かした中長期避難を支える心身保健対策の実施や、支所の機能を活かした迅速な災害証明交付や総合的な被災者相談対応などを想定し、これらの連携を支えるハード施策も必要に応じて実施します。

図 都市防災拠点（豊野拠点）一帯の整備に係る方針



豊野公民館



豊野グラウンド



豊野支所



3. 住民に身近な活動拠点の整備方針

(1) 地域防災拠点

■新規避難所の整備・確保

各地域での避難者収容力（想定避難者数＞収容可能人数）の不足に対応するため、「広域防災拠点」・「都市防災拠点」での対応を補う形で、指定避難所の新規整備および新規指定を図ります。

指定避難所の新規整備については、特に人口が多い松橋地域で優先的に実施することとし、松橋公民館一帯では防災広場も含めた整備を図ります（詳細は次ページ参照）。

指定避難所の新規指定については、各地域内での配置バランスや、指定避難所としてふさわしい諸室・設備を備えていることにも留意しながら、「宇城市地域防災計画」の改定作業のなかで具体検討を進めます。

他方、指定避難所の被災・使用不可に備えるため、高校・その他施設との協定締結による、避難者の一時的な受け入れ体制の整備を図ります。

■既存避難所の復旧と機能強化

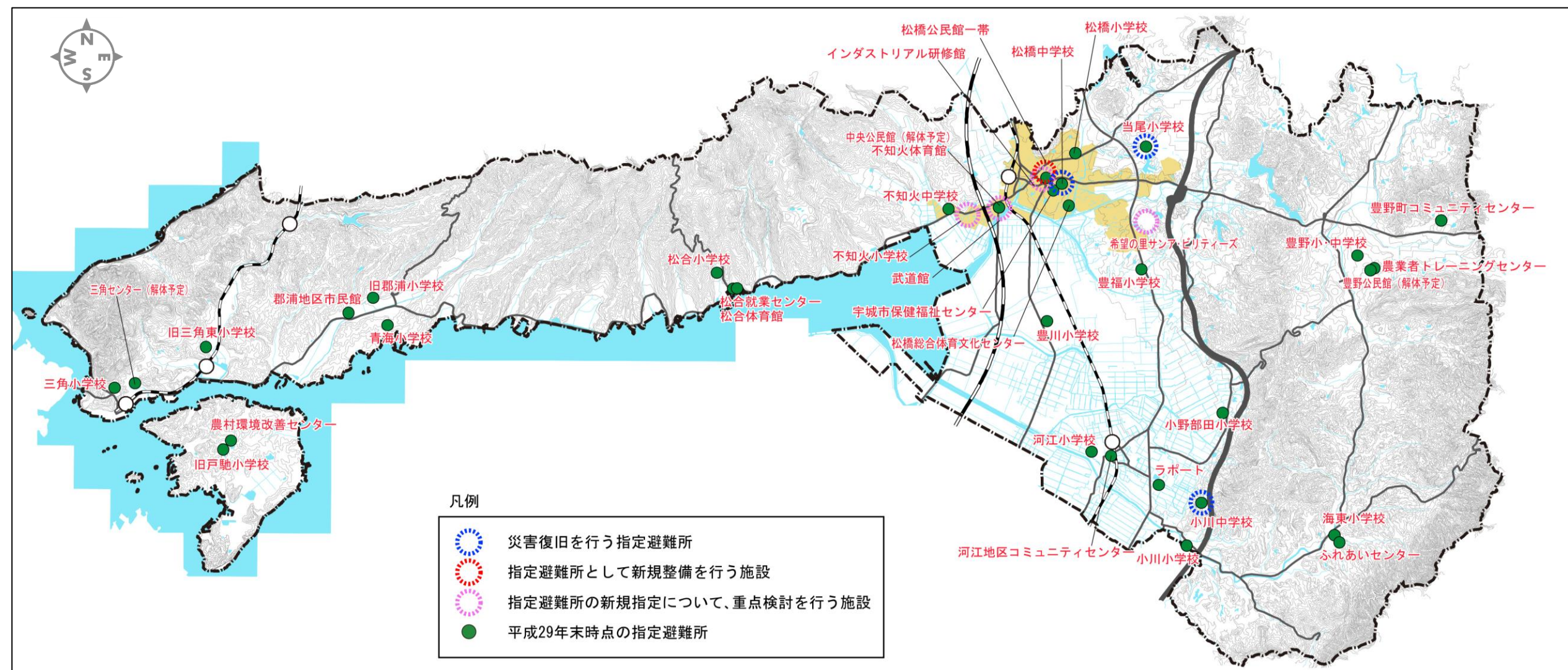
既存の指定避難所については、熊本地震の激しい揺れによって大破した松橋中学校をはじめ、被災施設の早期復旧を図ります。

また、以下に挙げるような避難所に求められる環境を確保するため、短中期的な避難収容等の「地域防災拠点」の役割にも留意しながら、非構造部材の耐震化や、インフラのバックアップ設備（災害用トイレ等）の設置など、各施設それぞれの機能強化の方向性を検討し、順次整備を図ります。

[避難所に求められる環境]

- ・迅速・確実に避難者を受け入れ、生命・身体を守るための環境
- ・生命維持に必要な水・食料を得たり、就寝・起居・炊事・入浴・排泄等の基本的な日常生活を送るための環境
- ・高齢者等の要配慮者の避難生活に支障が生じない福祉的な環境
- ・避難者が必要な情報を得やすい、情報交換・交流しやすい環境

図 地域防災拠点の整備等に係る方針



注：指定避難所は、平成30年度中に見直し（追加、廃止）の予定
：災害復旧を行う指定避難所は、平成29年10月末時点で竣工していないもの

■松橋公民館一帯での新規避難所の整備

松橋公民館一帯では、「広域防災拠点（本庁一帯）」や松橋地域の「都市防災拠点（希望の里サン・アビリティーズ一帯）」の機能を補い、災害時には中長期に至るまでの避難収容の役割を、平時には防災教育や地域のコミュニティ形成等の役割を担う施設の新規整備を図ります。

具体的には、インダストリアル研修館に隣接する形で、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、調理室、シャワー室、医務室、情報提供ブースなど、多様な諸室・設備を備えた避難所（2階建・延べ面積約1,500㎡）の整備を図ります。

当該新規施設の整備後には、松橋公民館を解体し、その機能を新規施設に継承します。また、解体跡地については、旧松橋図書館跡地と一体的に活用し、災害時における車中泊避難者の受入および消防団・地域防災組織の参集のための駐車場や、屋外炊事場・災害用トイレ・防災井戸等の避難生活を支える設備を備えた防災広場の新規整備を図ります。

その他関連施策として、インダストリアル研修館を、新規施設と一体となった避難所として活用するため、指定避難所の新規指定を検討します。

松橋公民館



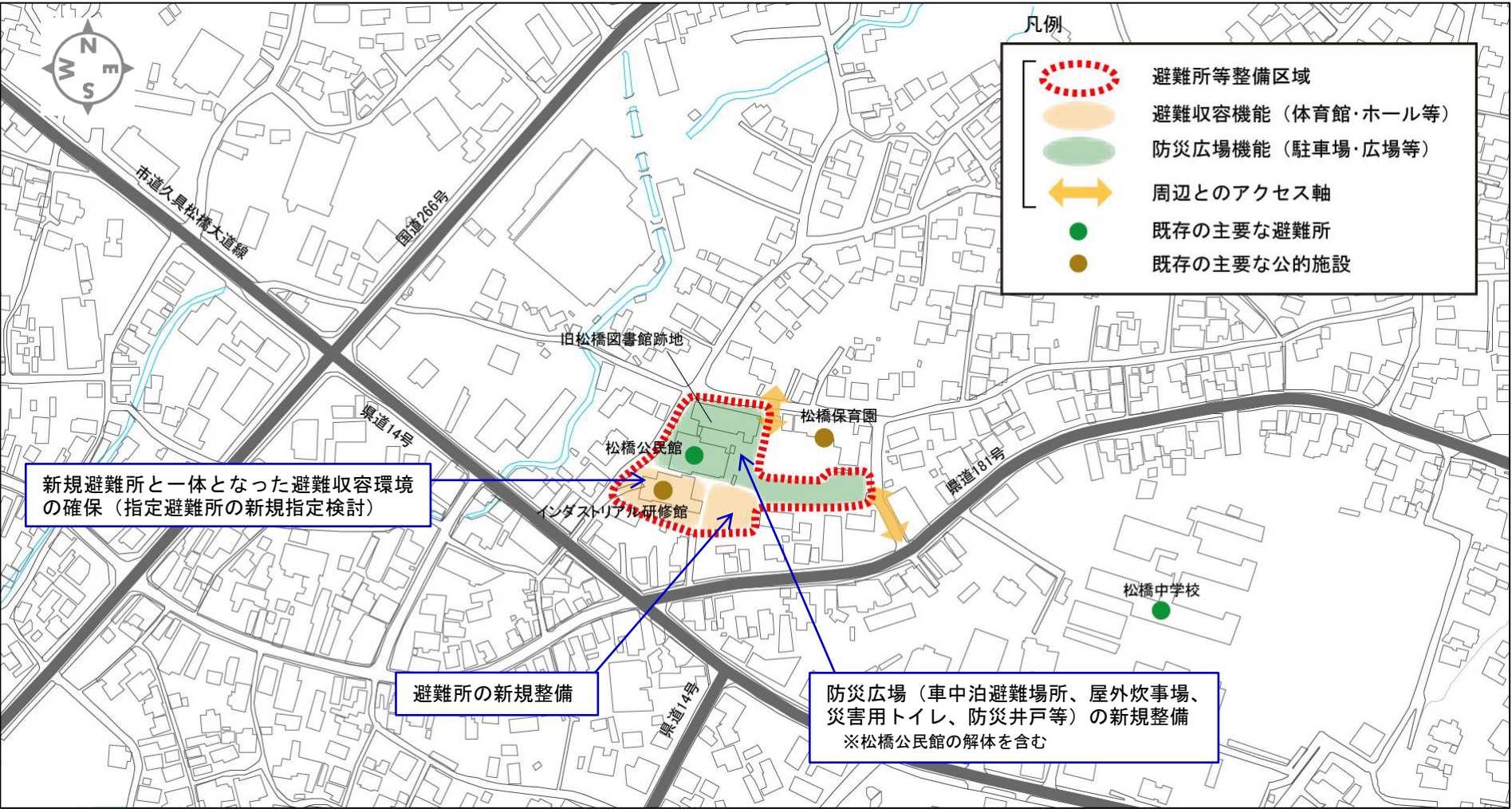
旧松橋図書館跡地



インダストリアル研修館



図 松橋公民館一帯の整備に係る方針



第5章 重点的な取組③：避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備

1. 取組の全体像

本市が目指す防災都市構造の構築に向け、全市レベルから地域レベル、集落レベルに至るまでの多様な避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備を図ります。



施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<u><骨格的なネットワークの整備></u> 主要な幹線道路では、市内・外や地域間での物資輸送、指定避難所への避難等を支える主要ルートとしてふさわしい機能を確保するため、車両が円滑に通行できる車道や、大勢が歩行避難できる歩道の整備等を図ります。	熊本天草幹線道路の整備 道路新設工事 (大野矢バイパス)				事業化検討・事業実施 (その他区間)
	長崎久保線の整備 道路新設工事				
	（仮称）大野川リバーサイドロードの整備 事業化検討・事業実施				
	既存道路の道路改良 事業化検討・事業実施				

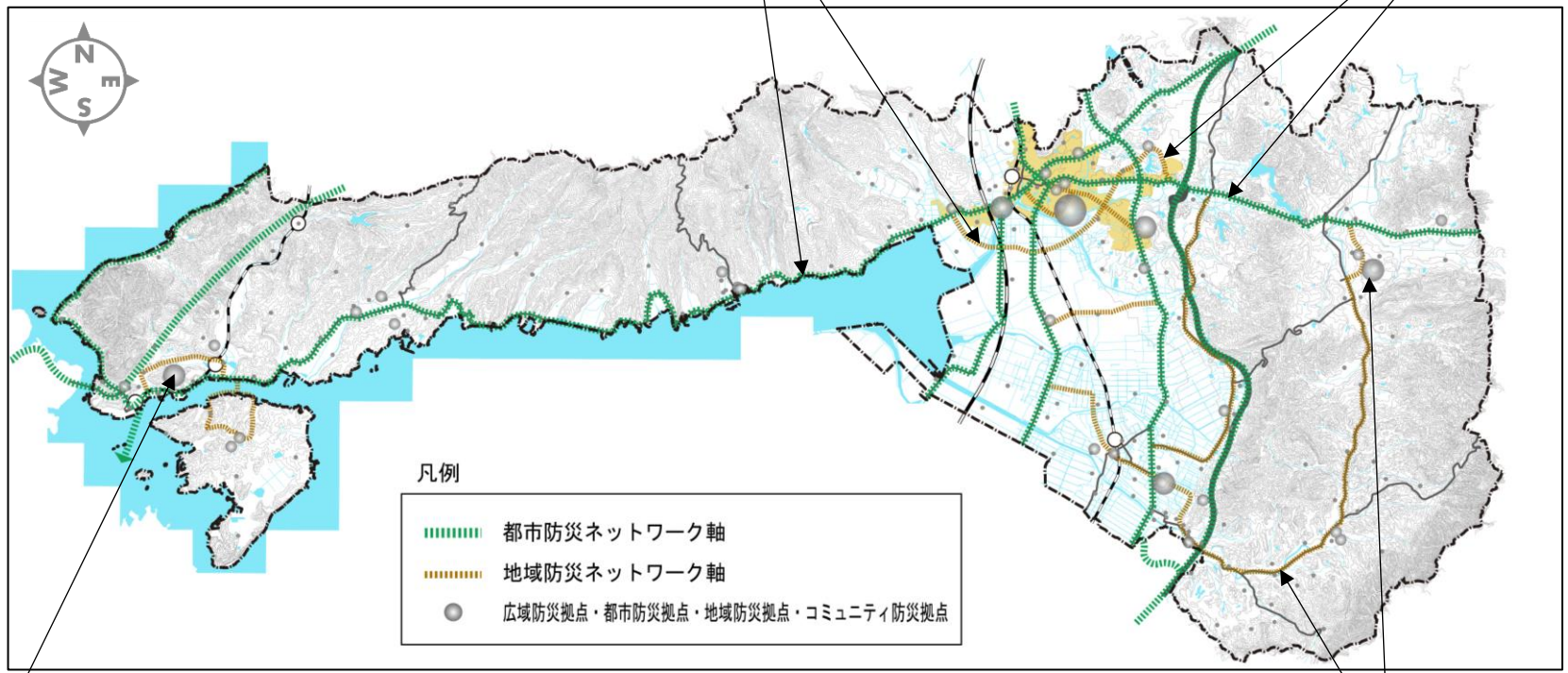
⇒詳細は P22

施策対象…すべての都市防災ネットワーク軸
すべての地域防災ネットワーク軸

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<骨格的なネットワークの整備> 主要な幹線道路では、巨大地震時の建物倒壊や大雨時の冠水等により通行障害が発生し、物資輸送や避難を支える主要ルートとしての機能が損なわれることが無いよう、対策を図ります。	沿道の耐震化対策 耐震性の無い建物に対する指導・支援				
	沿道の冠水対策（主要3箇所） 実施設計等				
	沿道の土砂災害対策（主要2箇所） 災害復旧工事				

⇒詳細は P23～24

施策対象…すべての都市防災ネットワーク軸
すべての地域防災ネットワーク軸



施策対象…すべての拠点の周辺

施策対象…すべての拠点
すべてのネットワーク軸

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<u><きめ細かなネットワークの整備></u> 各活動拠点の周辺を中心としながら、安全・迅速な避難を支える生活道路の整備・改良を図ります。	避難路（主要13路線）の整備 設計・用地取得等 工事				

⇒詳細は P25～29

施策概要	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<u>＜きめ細かなネットワークの整備＞</u> 各活動拠点や、これへの主要ルートとなる道路を中心としながら、誘導標識・案内板の整備を図ります。	サイン類の整備 事業化検討 工事				

2. 骨格的なネットワークの整備方針

(1) 幹線道路の整備・改良

■道路の新設

災害時における市外からの大量の物資輸送等を支える「都市防災ネットワーク軸」の一つとして、熊本天草幹線道路（熊本市～天草市本渡町の約延長70km）の新規整備を促進します。当該路線のうち、大矢野バイパス（三角町三角浦の以西区間）については早期供用開始を、それ以外の区間については早期事業化を県に働きかけます。

災害時における地域間の物資輸送等を支える「地域防災ネットワーク軸」については、市道長崎久具線と、（仮称）大野川リバーサイドロードの新規整備を図ります。これらの路線は、避難所が多い市街地において、災害時の避難・輸送ルート多重性・代替性を確保し、平時の慢性的な渋滞の解消にも寄与する重要な路線であるため、それぞれ、早期の供用開始と事業化検討を図ります。

■既存道路の改良

「都市防災ネットワーク軸」や「地域防災ネットワーク軸」として位置づけた既存道路については、大量の物資輸送や大勢の徒歩避難等を可能とするために、必要な改良を図ります。

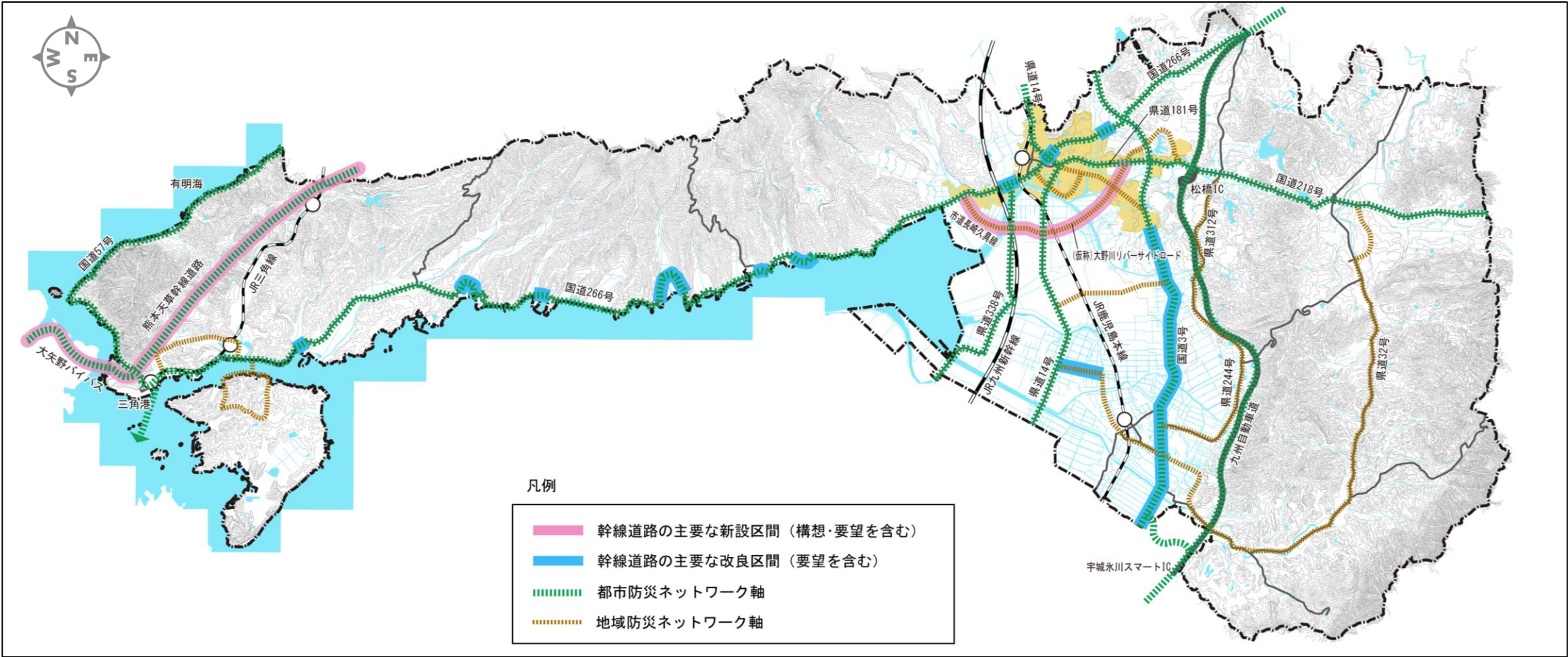
特に、国道3号と国道266号での慢性的な渋滞の解消を目指し、各路線の改良について県に働きかけるとともに、交通量分散に寄与する松橋地域・小川地域での東西方向の路線の改良について、順次、取り組んでいきます。

県道312号や244号など、集落内を中心に1車線・狭隘区間が多く残る路線については、局部改良や、周辺の農道等を活用した代替ルートの確保にも留意しながら、効果的な改良・対策を要望または実施します。

大矢野バイパス・橋梁区間（完成イメージ）



図 幹線道路の整備・改良に係る方針



(2) 幹線道路の通行障害対策

■沿道の耐震化対策

都市防災ネットワーク軸および地域防災ネットワーク軸として位置づけた各路線では、巨大地震発生時において、建物の倒壊により道路が閉塞し、物資輸送に係る車両等の通行障害が発生することが無いよう、沿道の耐震化を促進します。

特に、県が緊急輸送道路として指定した国道3号・57号・218号・266号等の沿道の建物について、さらにいえば、表層地盤として揺れやすいとされる市中心部（松橋・小川地域）では、県・本市の建築物耐震改修促進計画に基づき、建物所有者に対する指導・助言や耐震診断の支援等を図り、重点的に耐震化を促進します。

■沿道の自然災害対策

都市防災ネットワーク軸および地域防災ネットワーク軸として位置づけた各路線では、豪雨時の浸水や巨大地震時の土砂災害によって道路が閉塞し、物資輸送に係る車両等の通行障害が発生することが無いよう、沿道での自然災害対策を進めます。

浸水被害対策については、大野地区・高良地区・金桁地区など、標高や河川流下能力が低いために内水氾濫が発生しやすい箇所を重点化し、各河川における河道掘削等の抜本対策を促進するとともに、仮に氾濫した場合でも氾濫水を早期に排除できるよう、排水ポンプの設置を検討します。

土砂災害対策については、大野地区・竹崎地区での熊本地震に係る緊急的な急傾斜地崩壊対策を実施するとともに、土砂災害特別警戒区域を中心とした危険性の高い箇所での優先的な対策を県に要望します。

図 幹線道路の通行障害対策に係る方針

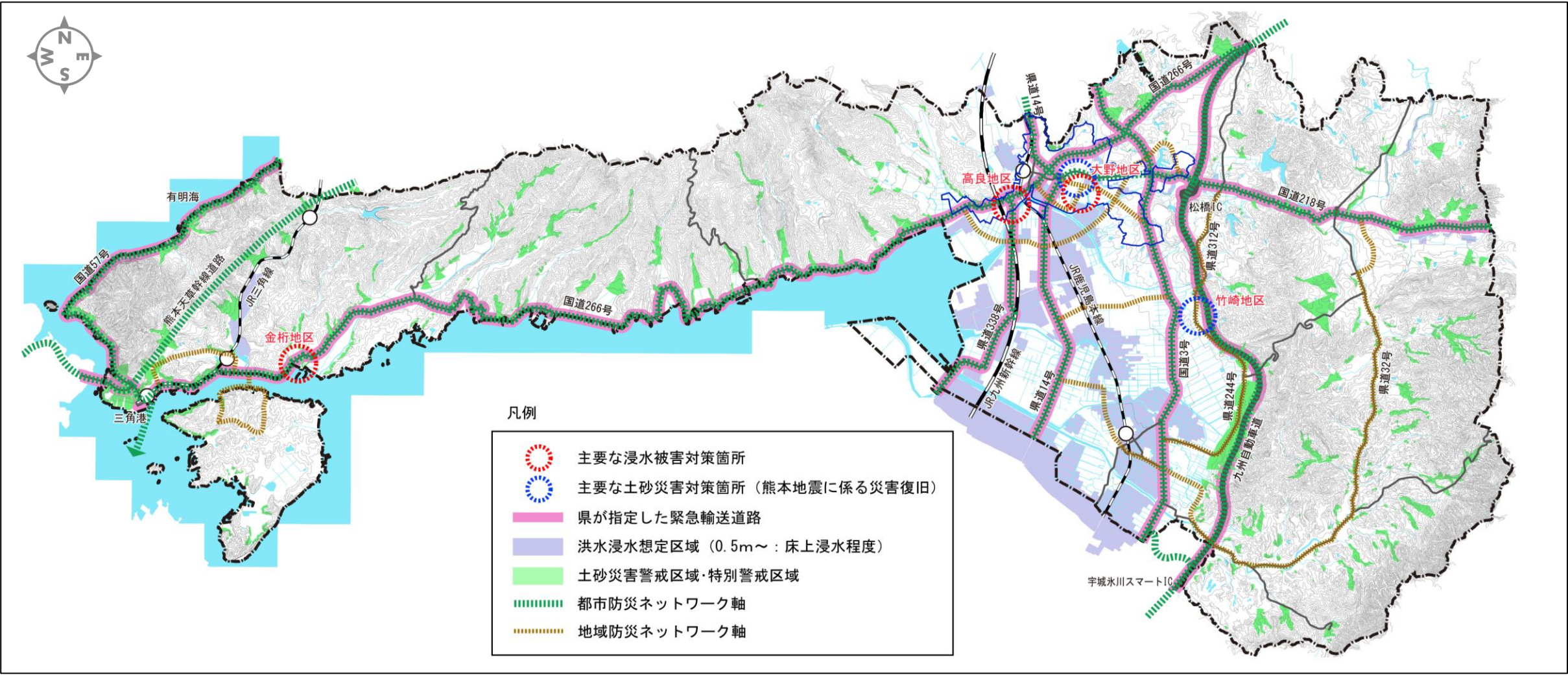
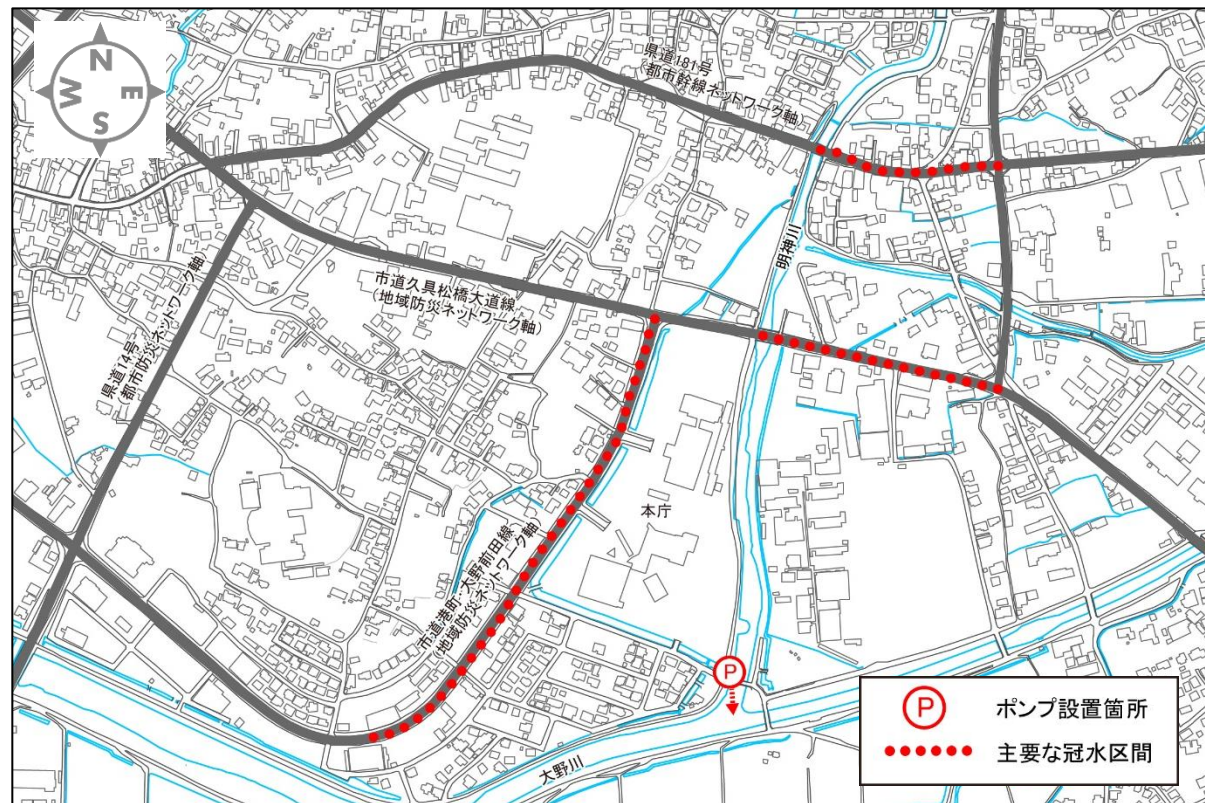


図 浸水被害対策に係る方針（箇所別）

〔大野地区〕



国道 266 号（大野地区）



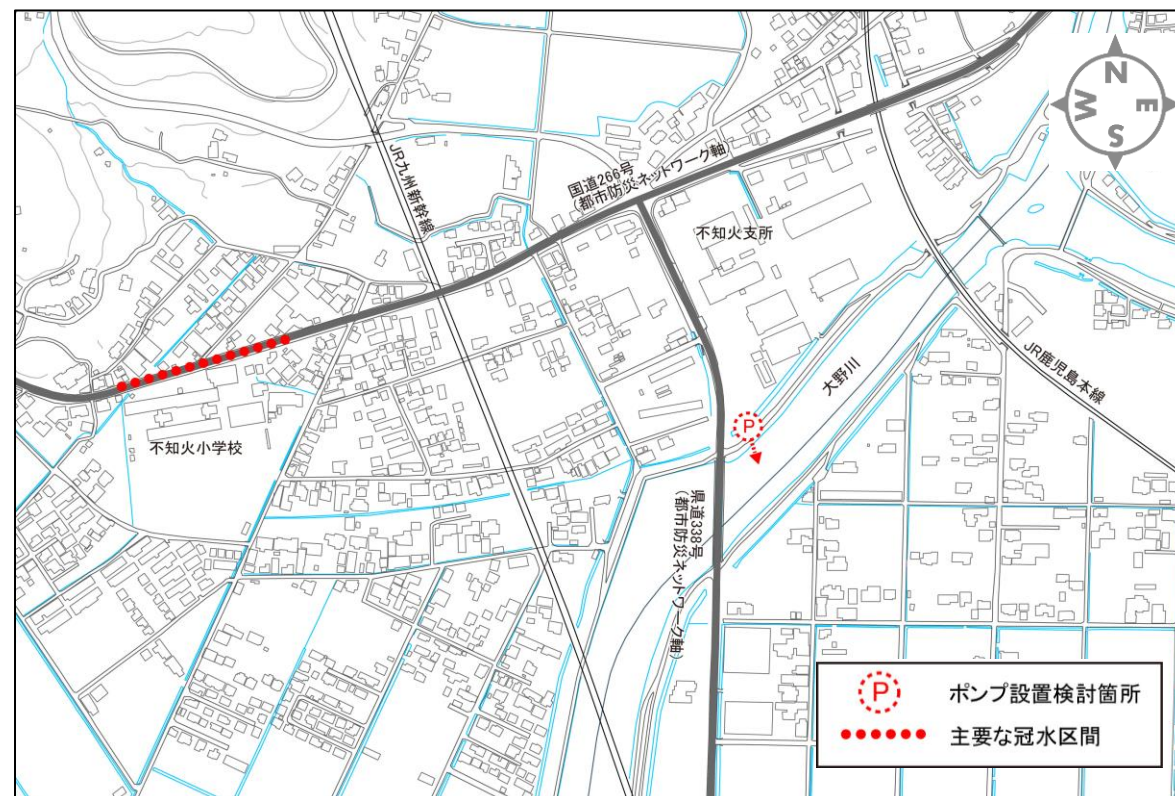
国道 266 号（高良地区）



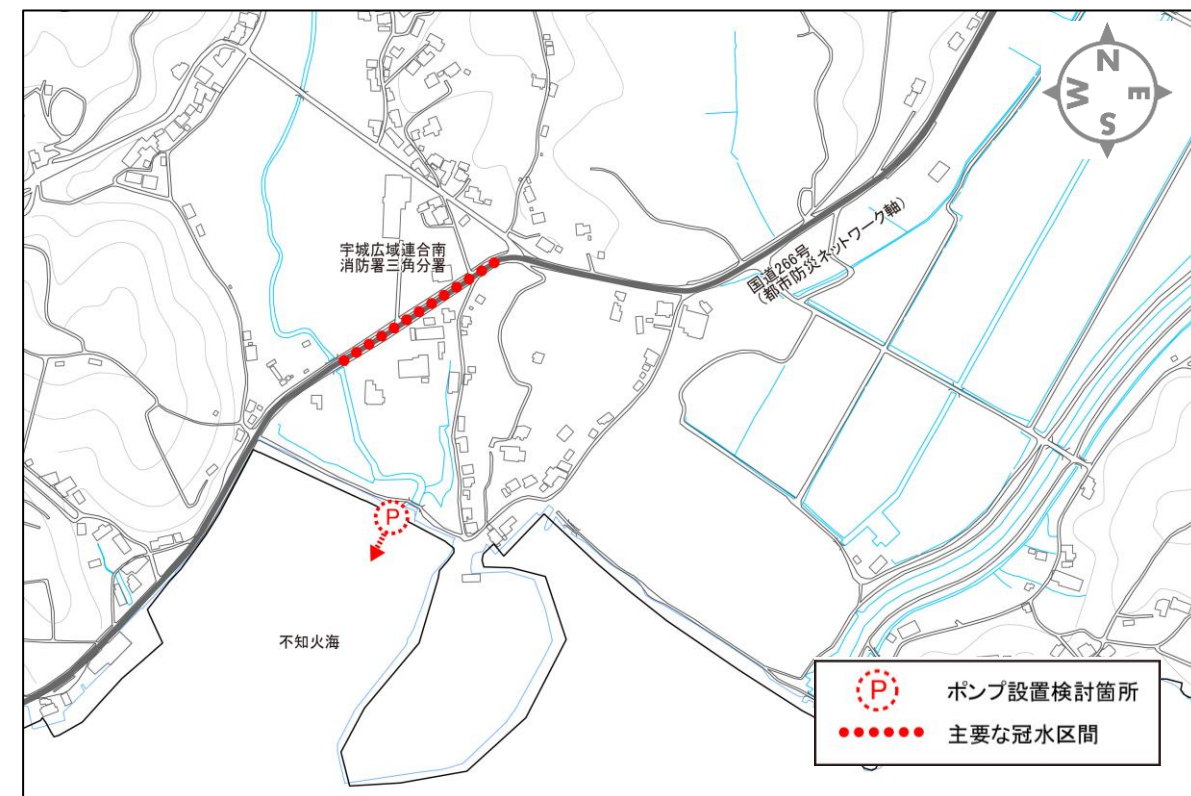
国道 266 号（金柝地区）



〔高良地区〕



〔金柝地区〕



3. きめ細かなネットワークの整備方針

(1) 生活道路の整備・改良

災害発生時において、安全な場所への安全・迅速な避難が可能となるよう、各地区の状況に応じて、生活道路の新規整備や狭隘道路の拡幅・改良等を図ります。

特に、指定避難所や自治公民館など、避難・応急対策活動を支える拠点として位置づけた場所へのアクセス道路について、重点的に整備・改良を図ります。

具体的には、右表・下図に示す13路線とします。計画幅員については、原則4m（小型車のすれ違いが可能な幅員）以上とし、国県道等の幹線的道路から拠点に至る重要な路線については6m以上を目安として、整備・改良を図ります。

図・表 生活道路の整備・改良に係る方針

主な目的	市道名称		事業種別
都市防災拠点へのアクセス改善	①	希望の里1号線	新設
地域防災拠点へのアクセス改善	②	石打ダム線	嵩上
	③	松橋中原2号線	拡幅
	④	御船豊福線	拡幅

主な目的	市道名称		事業種別
コミュニティ防災拠点へのアクセス改善	⑤	大田尾周廻路線	拡幅
	⑥	上本庄八柳線	拡幅
	⑦	桂原線	拡幅
	⑧	住吉主線	拡幅
	⑨	徳助1号線	拡幅
	⑩	北萩尾当尾小学校線	拡幅
	⑪	北里・水溜線	拡幅
	⑫	陣・森ノ木線	拡幅
	⑬	法寺野・導善坂線	拡幅・改良

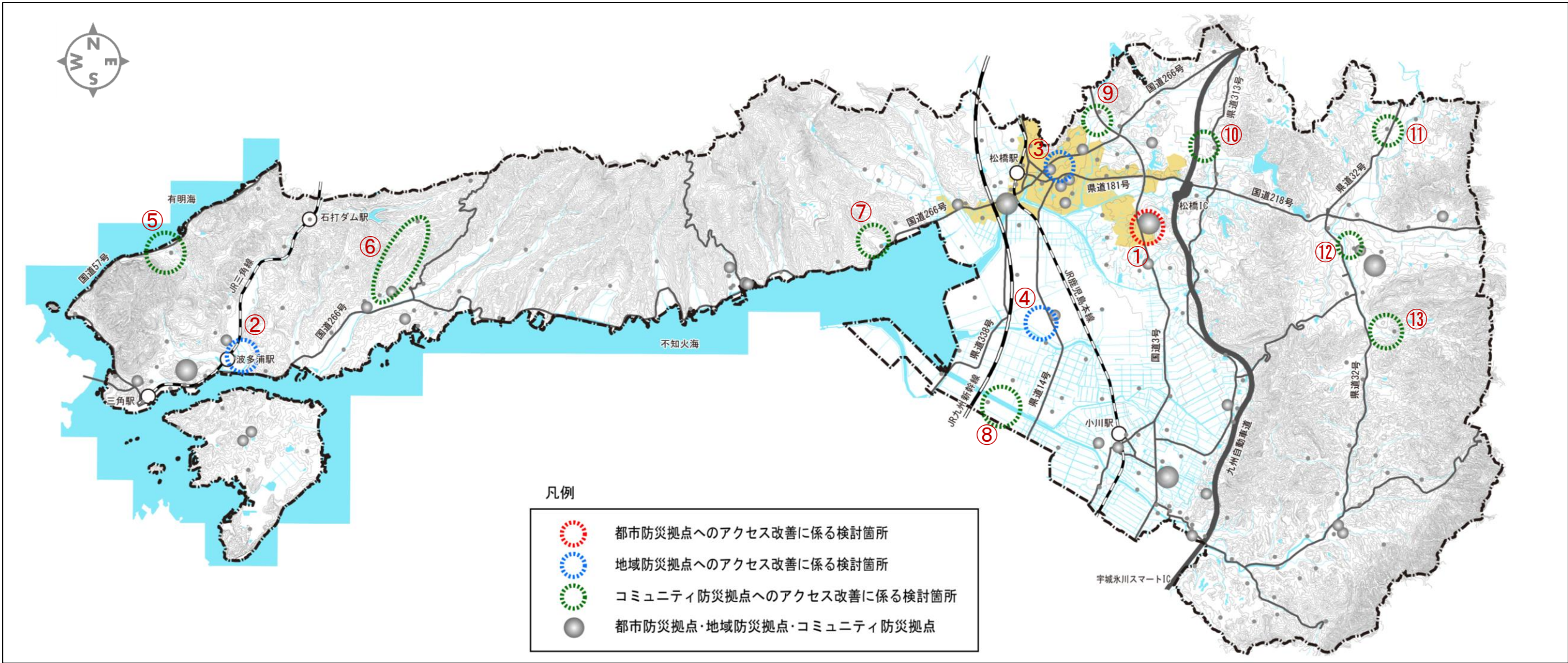
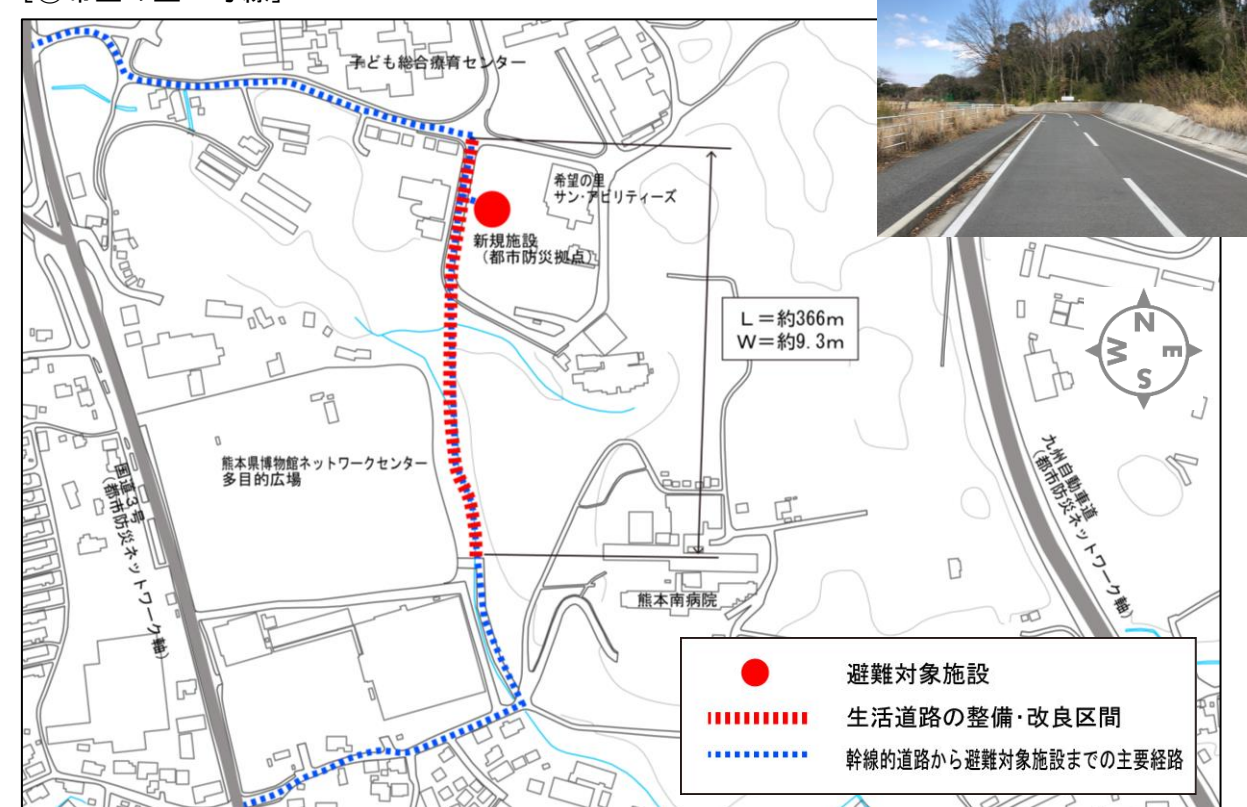


図 生活道路の整備・改良に係る方針（路線別）

〔①希望の里1号線〕



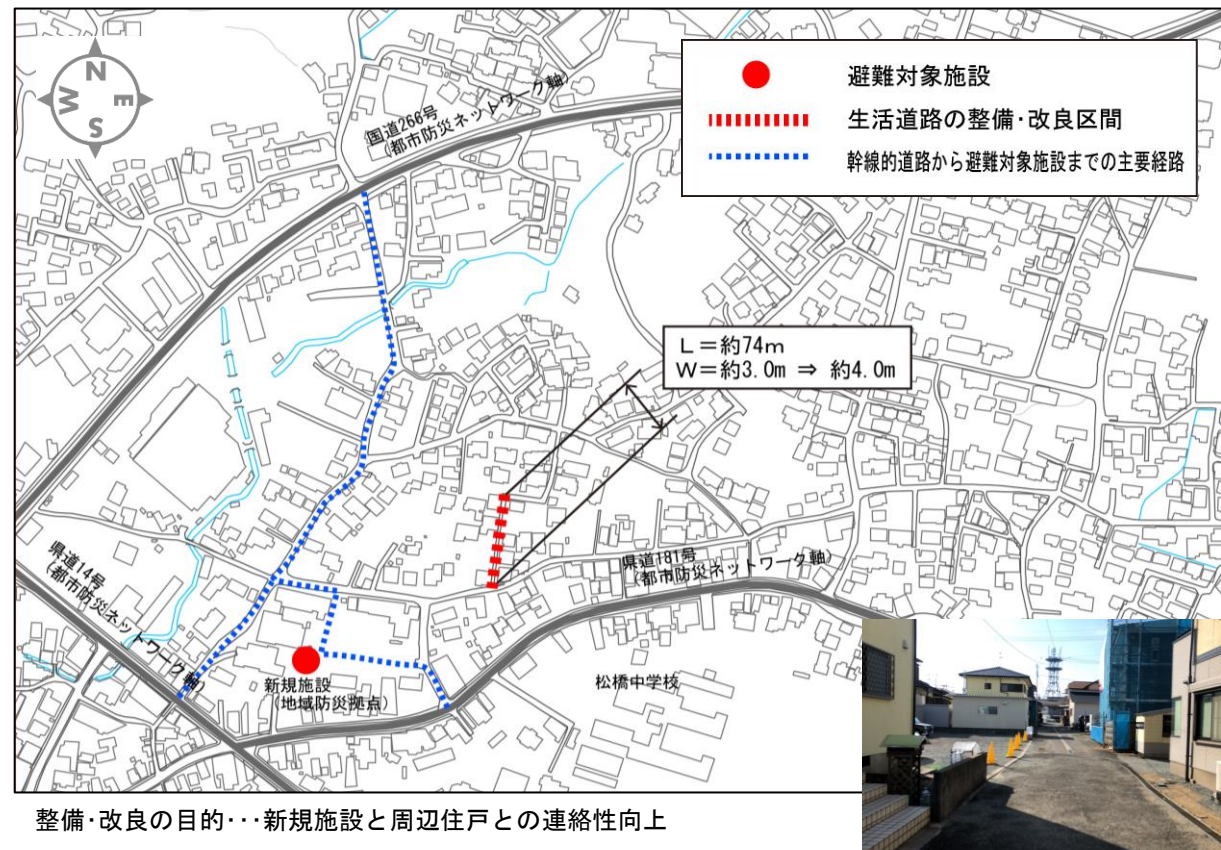
整備・改良の目的…新規施設と国道3号・周辺重要施設（熊本南病院、多目的広場等）との連絡性向上

〔②石打ダム線〕



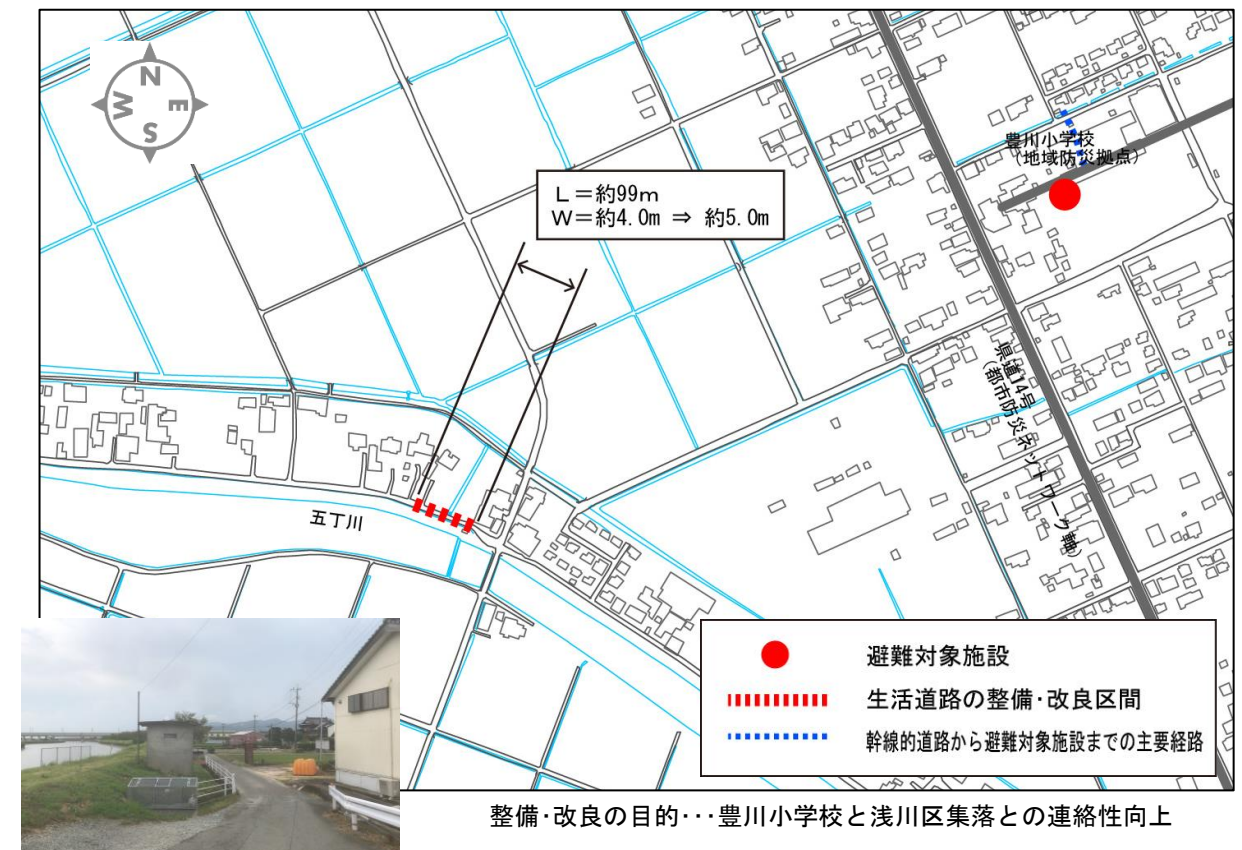
整備・改良の目的…旧三角小学校と国道266号との連絡性向上（冠水リスクの解消）

〔③松橋中原2号線〕



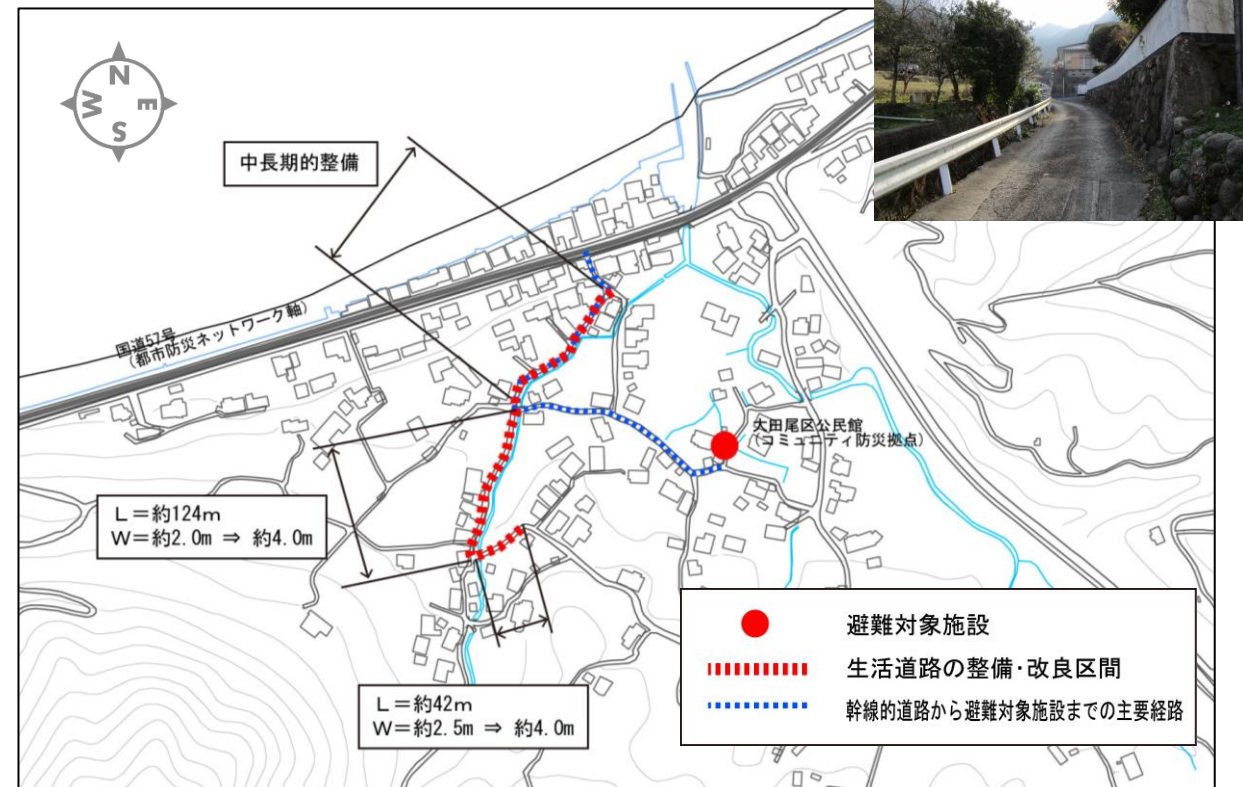
整備・改良の目的…新規施設と周辺住戸との連絡性向上

〔④御船豊福線〕



整備・改良の目的…豊川小学校と浅川区集落との連絡性向上

〔⑤大田尾周廻路線〕



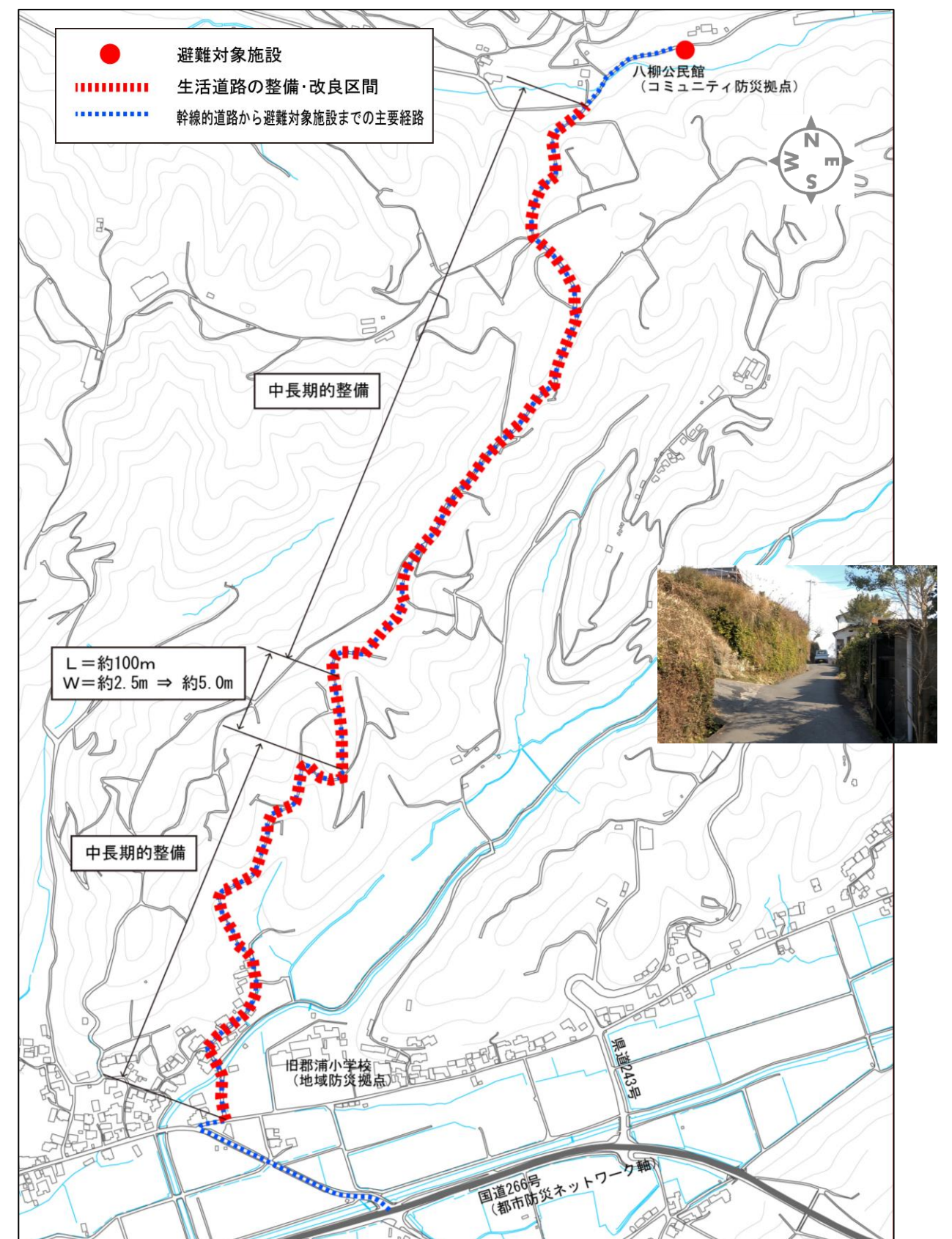
整備・改良の目的…大田尾区公民館と国道57号との連絡性向上
…大田尾区集落と最寄り指定避難所（三角小学校）との連絡性向上

〔⑦桂原線〕



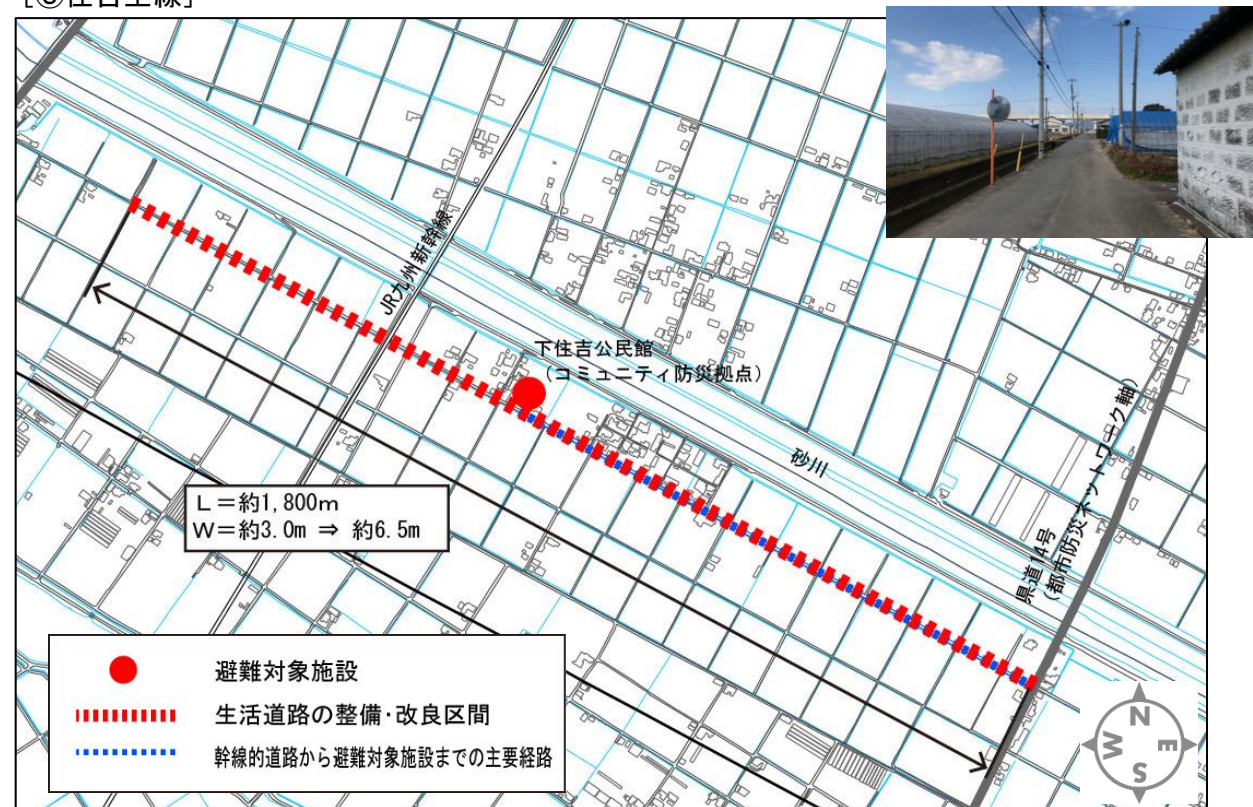
整備・改良の目的…桂原公民館と周辺住戸との連絡性向上
…桂原区集落と最寄り指定避難所（不知火中学校）との連絡性向上

〔⑥上本庄八柳線〕



整備・改良の目的…八柳公民館と国道266号との連絡性向上
…八柳区集落と最寄り指定避難所（旧郡浦小学校、郡浦地区市民館）との連絡性向上

〔⑧住吉主線〕



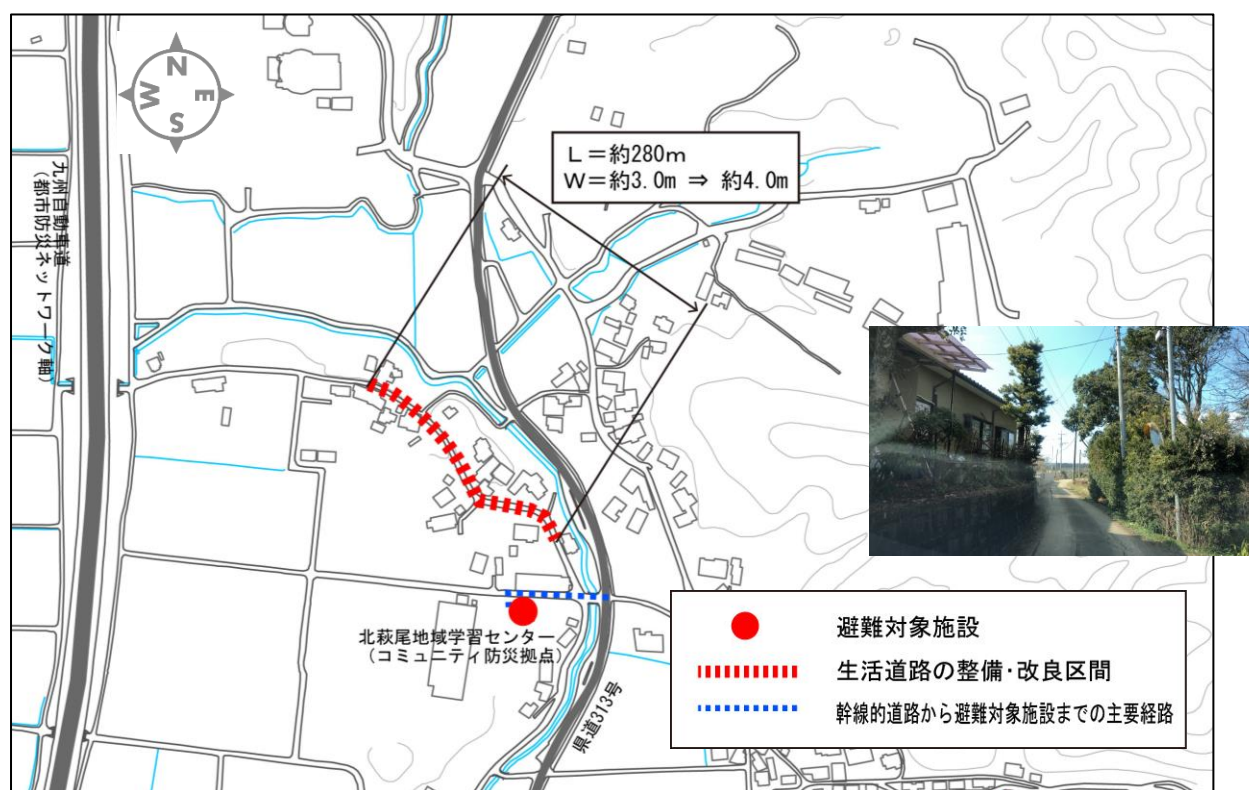
整備・改良の目的・・・下住吉公民館と周辺住戸及び県道 14 号との連絡性向上
 ……下住吉区集落と最寄り指定避難所（河江小学校）との連絡性向上

〔⑨徳助 1 号線〕



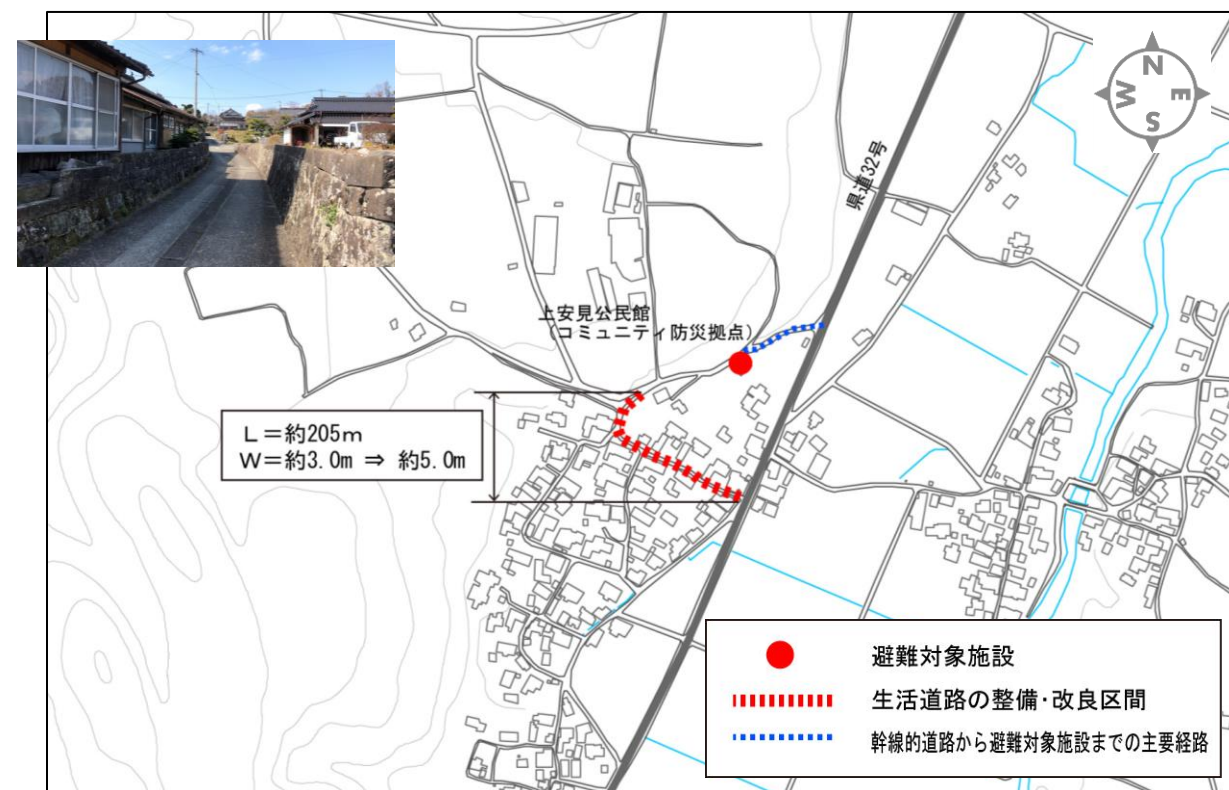
整備・改良の目的・・・曲野中央公民館と周辺住戸との連絡性向上
 ……曲野北区集落と最寄り指定避難所（松橋小学校）との連絡性向上

〔⑩北萩尾当尾小学校線〕



整備・改良の目的・・・北萩尾地域学習センターと周辺住戸との連絡性向上
 ……北萩尾区集落と最寄り指定避難所（当尾小学校）との連絡性向上

〔⑪北里・水溜線〕



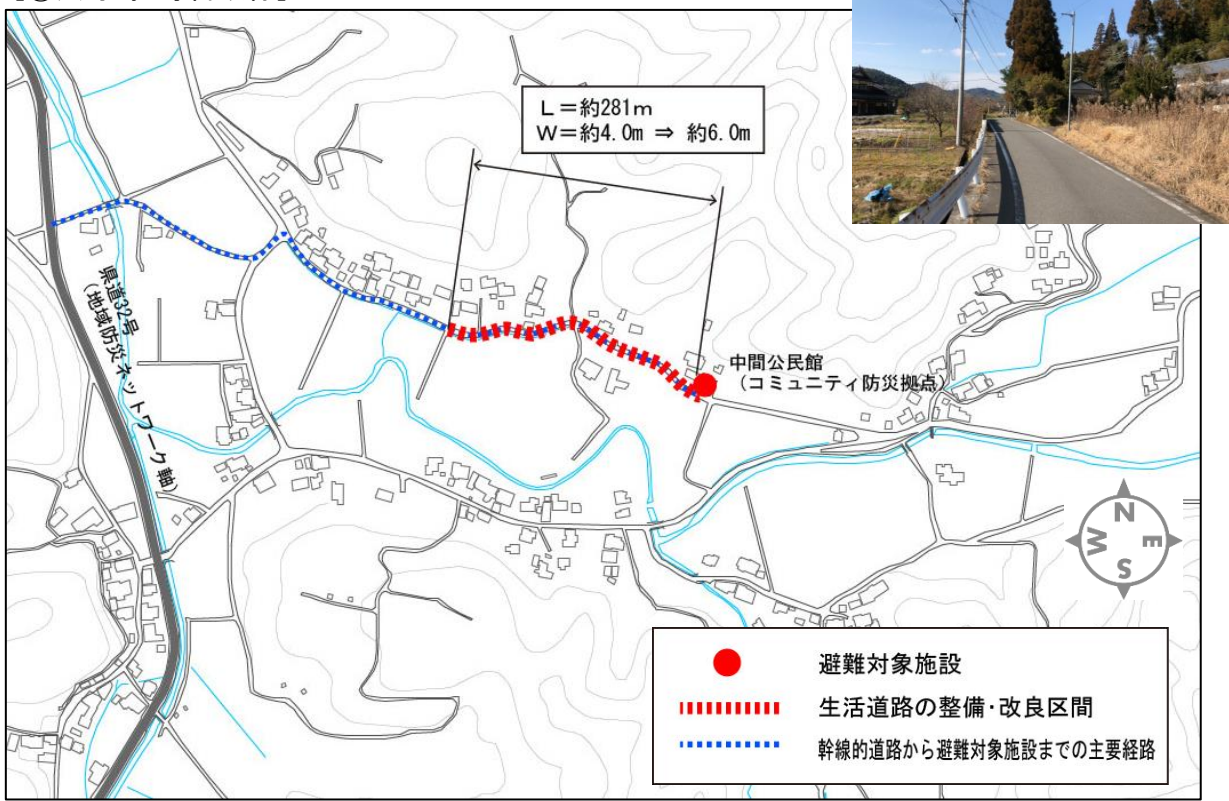
整備・改良の目的・・・上安見公民館と県道 32 号との連絡性向上
 ……上安見区集落と最寄り指定避難所（豊野町コミュニティセンター）との連絡性向上

[⑫陣・森ノ木線]



整備・改良の目的・・・宮川公民館と周辺の幹線的な市道との連絡性向上
・・・下糸石区集落と最寄り指定避難所（豊野小・中学校）との連絡性向上

[⑬法寺野・導善坂線]



整備・改良の目的・・・中間公民館と県道 32 号との連絡性向上
・・・中間区集落と最寄り指定避難所（豊野公民館に替わる新規施設）との連絡性向上

第6章 重点的な取組④：生活の拠り所となる住まいの確保

1. 取組の全体像

被災者が生まれ育った地域でこれからも不安無く住み続けられるよう、応急仮設住宅等から恒久的住宅への円滑な移行を支援するとともに、これとの連動施策として、応急仮設住宅の有効活用を図ります。



取組内容	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<恒久的住宅の整備> 高齢者等の自力再建が困難な被災者を支援するため、応急仮設住宅の供与期間終了までに、被災者の意向を十分踏まえた形で、適地で必要十分量の災害営住宅を整備します。	応急仮設住宅の整備 供与（2年3ヶ月間） 災害公営住宅の整備 実施設計等 供与期間延長（H29.10.6閣議決定） 工事				

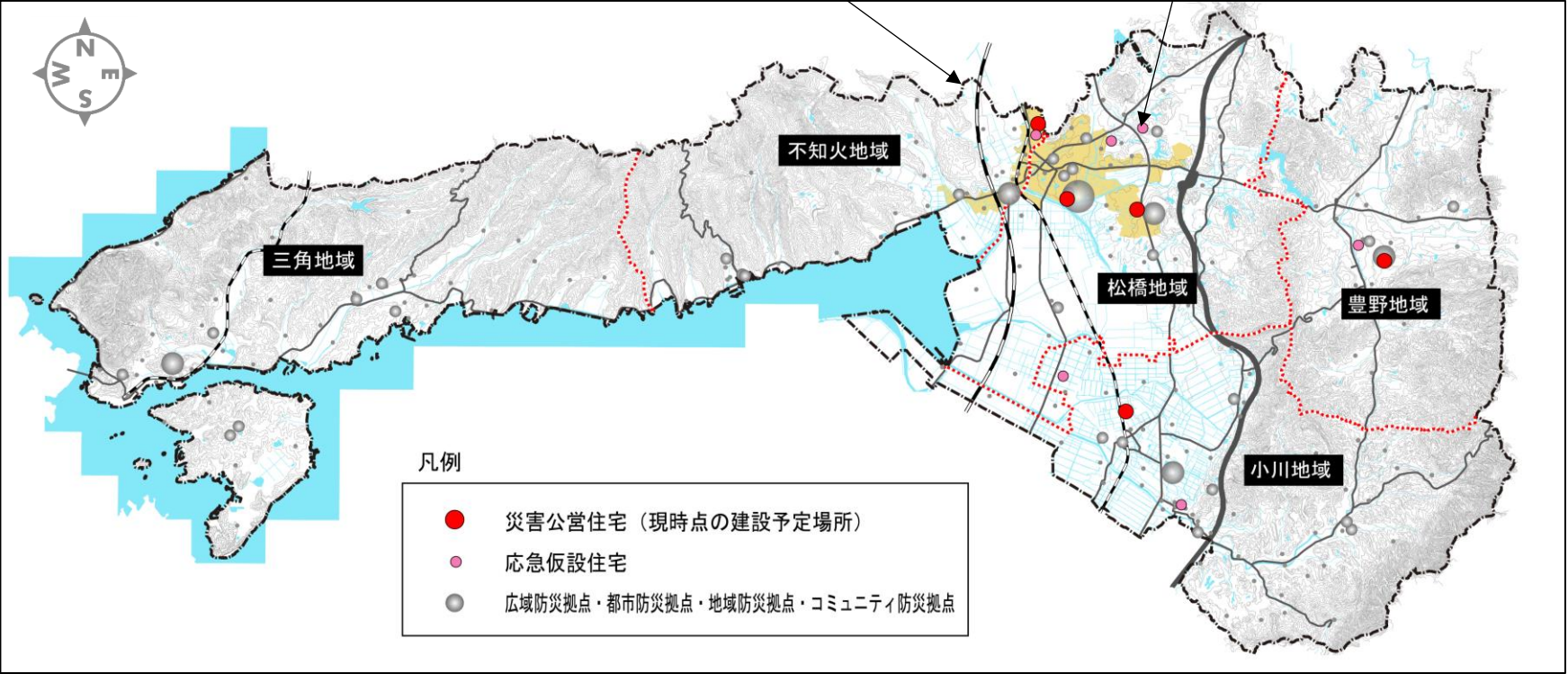
⇒詳細は P31～32

取組内容	短期（復旧・復興期）				中長期（再生・発展期）
	H29	30	31	R2	R3～6
<応急仮設住宅の有効活用> 木造で整備された6団地・176戸の応急仮設団地は、供与期間終了後においても、改修や解体・移築等を通じて、地域の活性化や防災性向上等につながる多様な有効活用を図ります。	応急仮設住宅の有効活用 事業化検討 改修、解体・移築等				

⇒詳細は P33

施策対象…各地域（利便性など一定の条件を満たす場所）

施策対象…すべての応急仮設住宅



2. 恒久的住宅の整備方針

本市では、高齢者等の自力再建が困難な被災者を支援するため、被災者の意向等を十分考慮しながら、適地において、必要十分量の災害公営住宅を早期に供給します。

具体的には、平成28年9月および平成29年9月に実施した応急仮設住宅入居者（みなし仮設住宅を含む）に対するアンケート調査の結果を踏まえ、200戸程度、共同住宅・長屋タイプの住宅供給を図ります。

これらの建設に向けては、「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結したUR都市機構や、その他の民間事業者が整備する建物・土地を市が買い取る方式を採用し、これにより、建設用地確保や整備期間の短縮化を図ります。

建設場所については、被災者の意向のほか、交通利便性（JR、駅、バス停までの距離等）、生活利便性（公共施設、病院、商業施設までの距離等）、居住の快適性（公園までの距離等）などを総合的に満足する場所を選定することとして、都市計画区域内、特に松橋地域を中心として、重点的に住宅供給を図ります。

表 災害公営住宅の供給に係る現時点（平成29年末）の方針

区分	建設箇所	建設戸数	整備手法
三角地域	—	—	—
不知火地域	都市計画区域内（2箇所）	20戸	買取方式（UR都市機構以外の民間事業者による提案公募）
松橋地域	都市計画区域内（1箇所）	30戸	買取方式（UR都市機構による建設）
	都市計画区域内（3箇所）	80戸	買取方式（UR都市機構以外の民間事業者による提案公募）
小川地域	都市計画区域内（1箇所）	20戸	買取方式（UR都市機構による建設）
	都市計画区域内（2箇所）	30戸	買取方式（UR都市機構以外の民間事業者による提案公募）
豊野地域	都市計画区域外（1箇所）	20戸	買取方式（UR都市機構による建設）
計		200戸	

図 住まい再建に係るアンケート調査（平成29年9月実施）

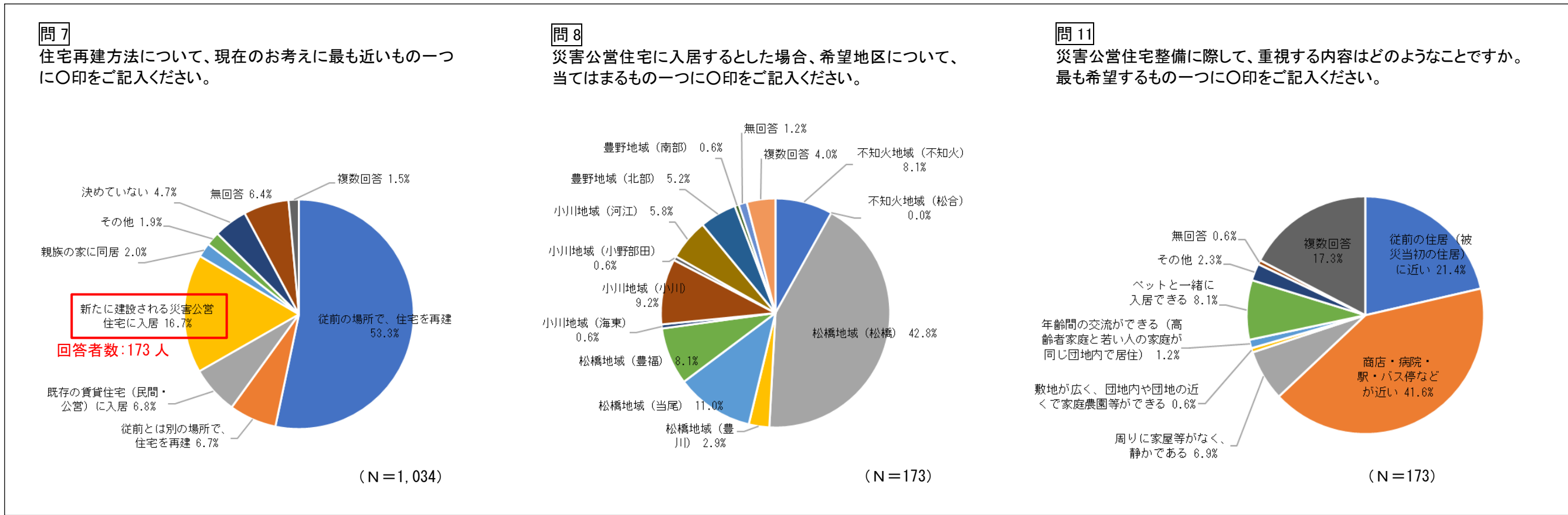
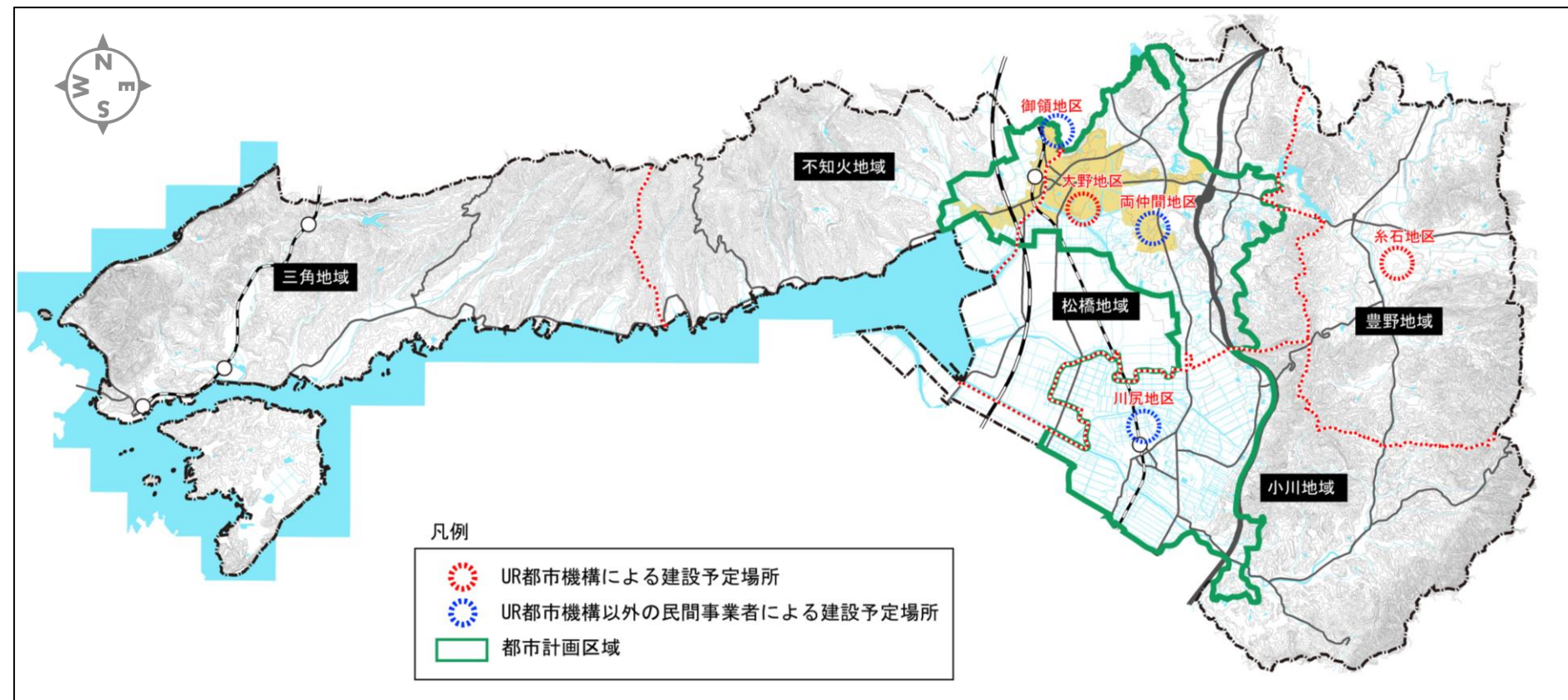
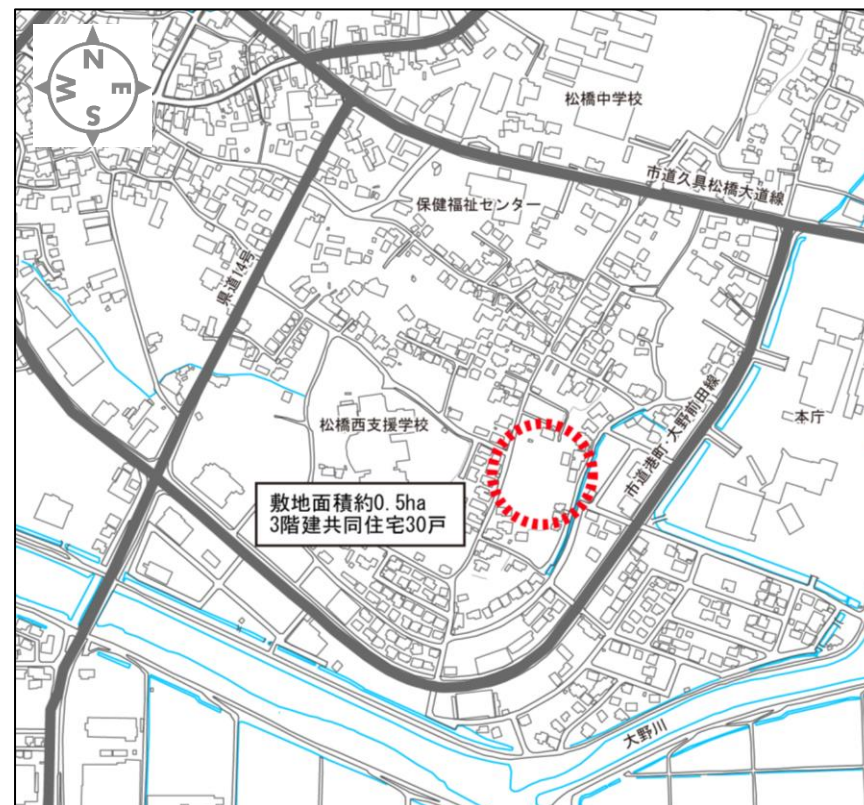


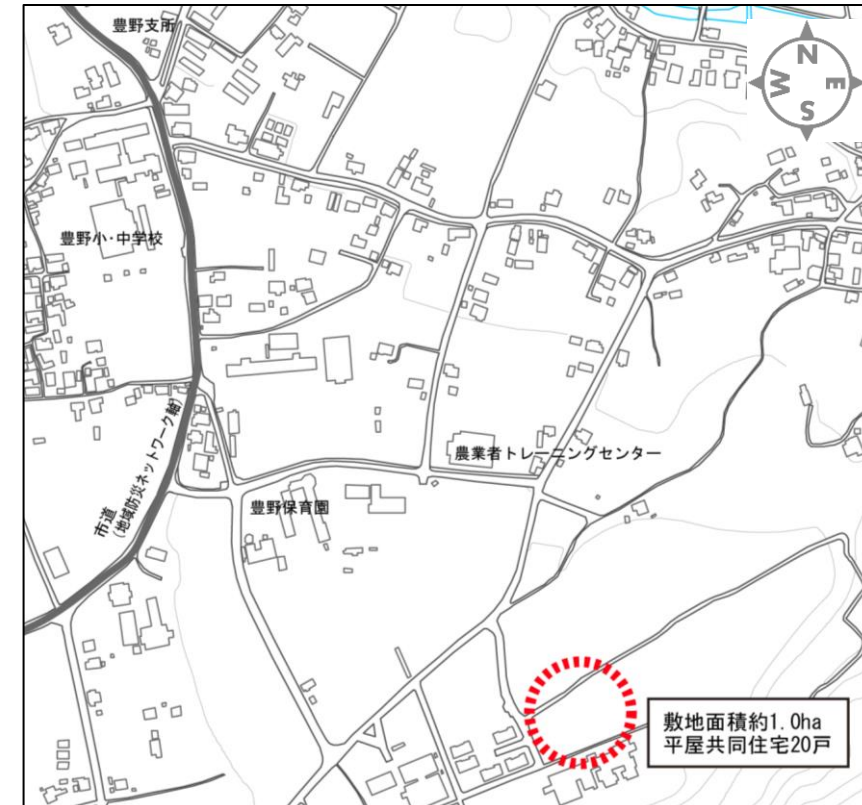
図 災害公営住宅の建設場所に係る現時点（平成 29 年末）の方針



〔大野地区（UR 都市機構の建設分）〕



〔糸石地区（UR 都市機構の建設分）〕



3. 応急仮設住宅の有効活用方針

市内で整備された6箇所・176戸の応急仮設団地は、いずれも県産材を使用した木造平屋住宅となっており、木造が有する、防音・断熱性に優れた性能や、木の温もりによる落ち着きのある環境、再利用のしやすさ等に着目して、供与期間終了後も有効活用を図ります。

具体的には、市営住宅や公園の敷地に整備された3箇所の応急仮設団地については、現地での活用を図り、壁撤去・構造補強・基礎改修等を行って市営住宅として再利用することを検討します。

一方、グラウンド敷地に整備された2箇所の応急仮設団地については、解体・撤去を図り、自力再建用住宅として被災者に譲渡することや、スポーツ合宿施設、体験学習施設、地域の集会所など、地域活性化に寄与する多様な有効活用を検討します。なお、地域の集会所については、「コミュニティ防災拠点」としての役割も期待されるものであり、特に、自治公民館が少ない松橋地域については、みんなの家の移築を通じた「コミュニティ防災拠点」の充足の検討を図ります。

民有地に整備された1箇所の応急仮設団地については、地権者の意向等に応じて活用の可否を検討します。

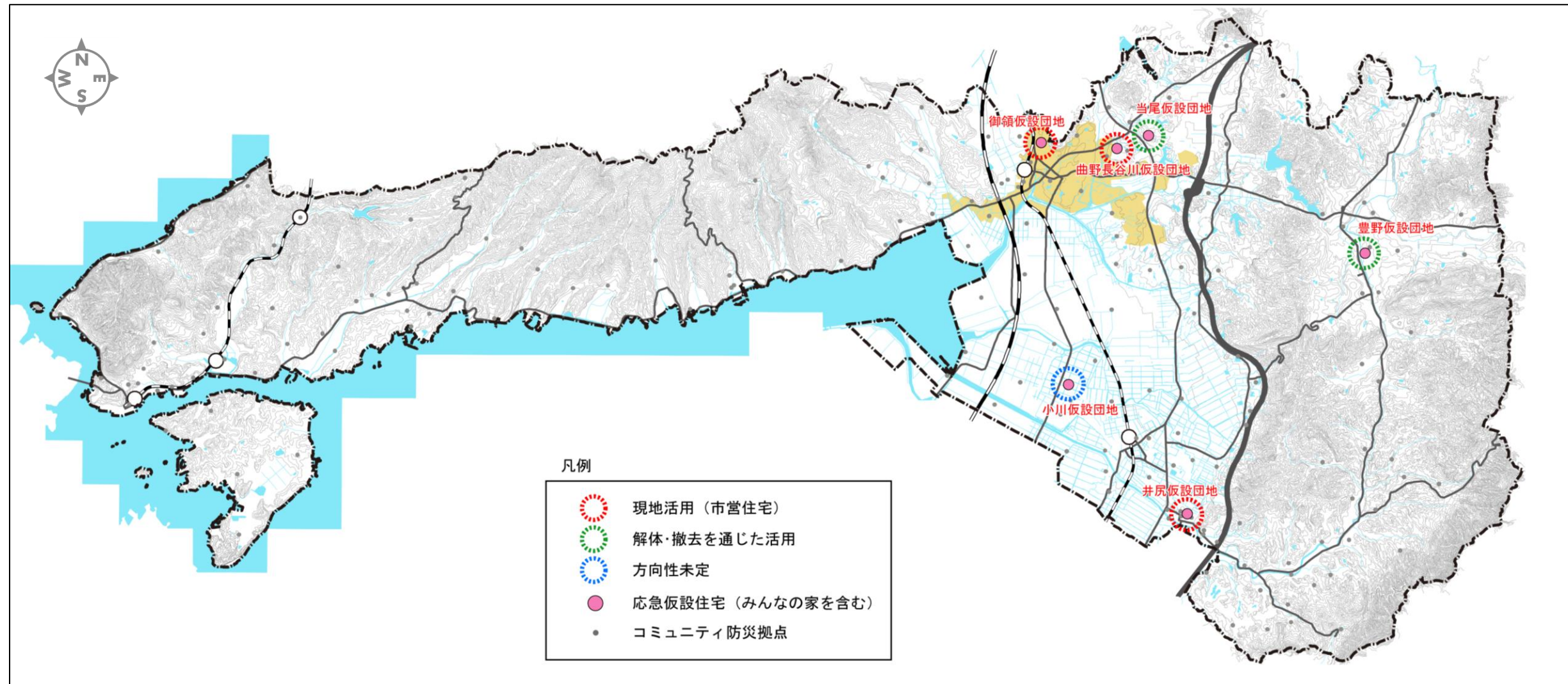
表 応急仮設住宅の供与期間終了後の活用の方向性

区分	箇所	建設戸数	活用の方向性
不知火地域	御領	10戸	現地活用
松橋地域	当尾1	30戸	解体・撤去
	当尾2	44戸	解体・撤去
	曲野長谷川	13戸	現地活用
小川地域	小川1	20戸	未定
	小川2	19戸	未定
	井尻	20戸	現地活用
豊野地域	豊野1	10戸	解体・撤去
	豊野2	10戸	解体・撤去
計		176戸	

市内の応急仮設団地



図 応急仮設住宅の活用に係る現時点の方針



第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本市は、本計画策定後においても、未定部分が多い施策の継続検討や、実施予定施策における敷地レベルでの詳細検討等を行い、さらには、P・D・C・A サイクル（計画・実行・評価・改善）による進捗管理により必要に応じて個別施策や計画全体の見直しを行うことで、震災復興に向けて着実に前進します。

上記の進捗管理については、節目となる平成 32 年度・平成 36 年度を基本に随時実施します。この際、庁内の担当部署だけでなく、第 2 次宇城市総合計画の策定の際に設置した「宇城市総合計画審議会」の活用を図り、学識者・各種団体等を交えた幅広い視点で実施します。

2. 財源の確保

本計画によるハード面を中心とした各種施策を実施するためには、多額の事業費が必要であるため、その財源の裏付けが重要な要素となります。

そのため、都市防災総合推進事業をはじめとした国・県の財政支援措置について、各施策の内容等に応じた適切な選択・組み合わせを検討のもと積極的な活用を図るとともに、国・県への制度拡充等の働きかけも行い、より有利な条件での財源確保に努めます。

他方、各施策の緊急性、投資効果、後年度の財政負担等にも十分留意することとし、平成 32 年度までの短期施策として位置づけられたものであっても、実施時期、事業規模、段階的整備等について十分検討を行って、財源的に無理が生じないようにします。

3. 推進体制の整備

本計画に基づく各施策の実効性を高めるとともに、いざ災害が発生した際の的確な避難・応急対策活動の実施に向け、市民や事業者等も巻き込んだ推進体制の整備を図ります。

（１）庁内連携

本計画に基づく各施策の実施にあたっては、拠点やネットワークの整備に係る部署（企画課、市長政策室、公共施設マネジメント課、総務課、土木課、都市整備課）を中心として、庁内各部署における連携や協力、情報の提供・共有を積極的に進めます。

（２）市民や事業者等との連携

宇城市嘱託員会をはじめとした地域自治組織や、宇城市総合計画審議会等の市民・事業者が参画する会議体を活用し、随時、本計画に基づく施策の情報共有や、具体化に向けた意見交換等を進めます。

また、本計画に基づき拠点やネットワークの整備が進んだとしても、熊本地震のような大規模・広域災害が発生した場合には、行政が主体となった避難所運営など、公助での対応が困難となる可能性があるため、自助・共助を促進し、地域防災力の向上を図ります。

自助・共助の促進について、具体的には、各地域で整備する防災コミュニティ施設を活用した防災教育・研修の開催や、防災広場を活用した共同炊き出し訓練の実施、自治公民館の復旧や避難路の整備とあわせた集落内での避難訓練の支援など、本計画に基づくハード施策と連携する形で、市民の防災意識を向上し、災害時の実践的な対応力向上につながるようなソフト施策を展開します。

一方、事業者に対しては、応援協定の締結等を通じ、食料の調達や、支援物資の荷捌き・輸送、避難所運営・避難生活支援、医療・救護活動など、多様な分野において、災害時の協力体制の整備を図ります。また、災害時において、これらの活動がより効率的かつ的確に実施されるよう、本計画に基づき整備を図る避難所や支援物資集積所等について、詳細検討時に事業者の監修を受けるなど、平時からの協力体制の整備を図ります。

表 拠点・ネットワークの整備に係る代表的な財源措置

区分		財源措置
拠点	避難所の新規整備	国交省：社会資本整備総合交付金等（都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業）
	防災倉庫の新規整備	国交省：社会資本整備総合交付金等（都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業） 総務省：消防防災施設整備費補助金、緊急防災・減災事業債 文科省：学校施設環境改善交付金
	避難所の機能強化（耐震化、マンホールトイレ・耐震性貯水槽、非常用電源の設置 等）	国交省：社会資本整備総合交付金等（都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業、住宅・建築物安全ストック形成事業） 総務省：消防防災施設整備費補助金、緊急防災・減災事業債 文科省：学校施設環境改善交付金 熊本県：熊本地震復興基金（指定避難所等機能強化支援事業）
ネットワーク	避難路の整備・改良	国交省：社会資本整備総合交付金等（都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業） 総務省：緊急防災・減災事業債 農水省：農山漁村地域整備交付金
	幹線的道路の整備・改良	国交省：社会資本整備総合交付金等（道路事業、都市再生整備計画事業）

4. その他留意事項

震災復興に向けては、本計画で定めた防災分野・ハード面以外の領域についても、着実にきめ細かに取り組んでいく必要があります。

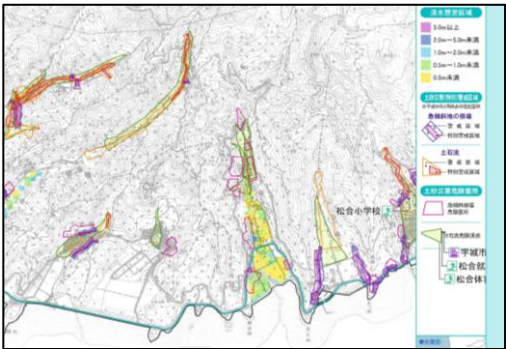
そこで、国の支援が行き届かない、被災者の細かなニーズや地域の再生への対応を目的とした「熊本地震復興基金」を積極的に活用し、本計画に基づく施策とも連携・調整しながら、多様な分野のソフト面を含めた施策を積極的に推進します。

表 熊本地震復興基金の概要

区分	事業内容		
基本事業分	①被災者の生活支援		
	②被災宅地の復旧支援		
	③住まいの再建		
	④防災・安全対策		
	⑤公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援		
	⑥新たな観光拠点づくり、産業・物産振興		
創意工夫分 県宝くじ交付金分	上記以外 (本市提案)	①再度災害対策	災害情報共有システム導入事業 (災害時における被害情報の入力・共有の効率化に向けた、専用電算システムの整備)
			防災ハザードマップ作成事業 (災害危険箇所・避難所・防災関連情報等の市民周知に向けた、ハザードマップの更新)
		②きめ細かな被災者支援	被災者生活再建支援システム運用事業 (被災者の各種情報の一元管理に向けた、専用電算システムのレンタル継続)
			応急仮設住宅再利用・移設活用事業 (被災者の早期住まい再建等に向けた、解体対象となる応急仮設住宅の公的活用や被災者が活用する場合の助成)
		③きめ細かな災害復旧	慰霊碑等復旧支援事業 (熊本地震で被災した指定文化財以外の史跡等の早期復旧)
		④創造的復興の着実な推進	災害復旧状況実態調査事業 (移住・定住促進や商店街活性化等に係る施策展開に向けた、空き地・空き家・空き店舗の状況把握)
			創造的復興グランドデザイン策定事業 (市の創造的復興に向けた、駅周辺整備その他まちづくり施策の展開に係るイメージパース作成等)

資料：「基本事業分」は平成 28 年熊本復興基金の内容、「創意工夫分・県宝くじ交付金分」は平成 29 年末時点の本市申請予定の内容

宇城市洪水・土砂災害ハザードマップ（平成 27 年 10 月作成）



松橋駅通り商店街



小川町商店街

